
平成29年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成29年9月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君

総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めましておはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 一般質問のトップバッターとして、質問に入らせていただく前に、このたび、九州豪雨災害で亡くなられた方々、また被災された方々に対し、心よりお悔やみ及びお見舞いをこの場をかりまして申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、奨学金制度について。

日本政策金融公庫の平成29年の調査によると、高校入学から大学卒業まで必要な費用は、1人当たり平均で975万円かかるという結果が出たようだ。さらに教育費が年収に占める割合を見ると、年収400万円の世帯では36.6%、4割近くになり、家庭の中に占める教育費の負担が実に大きくなっている。高過ぎる学費のもと、今学生の2人に1人が奨学金制度を利用しているのが現状です。

そこで、質問（１）奨学金のほとんどが申請手続など、もろもろの時間を要し、入学のときには間に合わず、自分で準備するか入学を諦めるかが現状である。行政に入学準備貸付制度があれば、希望に向かって進んでいくことができるのではないかと考えるが、市長の見解を伺う。

現在、奨学金の大半が貸与型の制度になっているため、卒業するときには、少額でない多額の借金を背負って社会人としてのスタートを切らなければならない。また、返済していかなければならないという不安から、奨学金を利用することをためらい、アルバイトを幾つもかけ持ちし、ブラックバイトと言われるところでもやめることができず、精神的にも、肉体的にも追い詰められる若者がたくさんいるようだ。

私もこの春、孫２人が大学と高校に進学するに当たり、それぞれそれなりのまとまったお金が必要になり、あらゆる奨学金を検討してみましたが、やはりネックとなるのは、ほとんどが貸与型で卒業してからの返済が本人に重くのしかかっていることを思うと、なかなか申し込めないのが現状でした。今や高校への進学率が97%を超え、高校全入と言われる時代です。大学などの高等教育を受けることそのものが憲法で保障される権利です。子供たちが豊かな教育の中で学び、育まれたものが社会に生かされ、未来社会の進歩に貢献することを考えれば、国や自治体が子供たちの教育にも責任を持つのが当然のことです。

そこで、質問（２）奨学金返済は有利子が大半であり、多額の借金を背負って社会人をスタートしなければならない。国や自治体の子供たちの教育責任を持つ観点に立った施策を推進することが求められていると思うが、どうか。

本市の将来を考えたとき、労働人口の減少をいかにしてとめるかということは、とても大きなテーマであると思われます。本市の人口減の大きな要因の一つに、県外への大学進学があります。大学など卒業後、将来、また本市に帰ってくればよいのですが、県外に一度出ると、なかなか帰って来ない、来れないというのが現状のようです。

そこで、質問（３）市が行う奨学金制度に、大学卒業後本市に住む場合は、返済額の全額または一部免除等何かの特典を設けるなど、ある種の戦略的な奨学金制度を構築すべきと思うが、どうか。

以上、３点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま奨学金制度について、大きく３点の御質問をいただきました。

１点目が行政の入学準備貸付制度について、そして２つ目が奨学金返済について、３点目が返済額の免除等を行うなど、戦略的な奨学金制度についての御質問をいただきました。この３つの質問は、お互い関連がございますので、一括して回答させていただきたいと思っております。

現在、うきは市では大学生を対象とした奨学金制度は設けておりません。うきは市の就学に関する支援事業としましては、小・中学生を対象として、要保護及び準要保護児童・生徒への就学援助を行っております。就学援助には、入学用品の援助も含まれております。

高校進学におきましては、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業について、予約募集の取りまとめを市のほうで行っております。また、鳥越繁喜氏の善意を受けて、昭和41年から鳥越繁喜奨学会を設けて、奨学支援の給付を行っているところであります。

新聞報道等によりますと、国は平成30年度、文部科学省概算要求の中で、大学生を対象とした奨学金事業のうち、平成29年度に創設しました返済不要の給付型奨学金には、105億円を計上し、約2万2,800人を対象に、月2万円から4万円を支給、また無利子奨学金も貸与枠を新たに4万4,000人分ふやすほか、国立・私立大の授業料減免措置を拡充するとして、希望する人が家庭の経済事情にかかわらず高等教育を受けられる環境整備を進めると、このようにしております。

また、近隣市町村で独自に行っている大学奨学金制度としては、貸与型奨学金を朝倉市、大川市が実施しております。なお、大川市では大学生に貸与した奨学金を、卒業後3年間、大川市内に在住すれば返還を免除する取り組みが行われております。

うきは市の奨学金制度については、今後、国、県の施策の動向、近隣市町村の状況を踏まえ、検討してまいりたいと思っております。

○議長（**櫛川 正男君**） 佐藤議員。

○議員（**5番 佐藤 湛陽君**） まず最初には、各市町村並びにいろんなことを調べて検討することでございますので、大学等については、ぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、久留米市では、ひとり親の調査を実施した。市単独の調査は5年ぶりで、昨年10月から11月まで、住民基本台帳から1歳未満の子供がいるひとり親家庭と推定される820世帯に調査票を送り、約300世帯から回答を得た。平均年収について、母子家庭は200万円から300万円未満の割合が27.7%で最も多く、500万円から700万円未満が19.8%で次いだ。市に充実してほしい施策等を聞いたところ、就学援助や奨学金などの経済支援が母子家庭では8割、父子家庭では7割近く占め、最も高かった。母子、父子家庭ともに無料学習塾などの学習支援が次いだ。

そこで質問、うきは市においても調査を行うかどうか、いかがか。市長、どげんですかね。ひとり親の調査をするかせんかということです。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） また、この後一般質問もいただいておりますが、子供貧困対策については大きな課題だというふうに認識をしております、うきは市においてもさまざまな取り組みを

させていただきます。そういう過程で、奨学金制度とのつながりの中で御指摘だろうと思いますが、今の御案内のように、国のほう、例えば、ことしの骨太方針でも見ていただければおわかりのように、特に安倍首相の強い思い入れで教育の無料化というのを大きく旗印に上げております。そして、先日の新聞報道にも、来年度の概算要求をにらんだ報道だったと思いますが、大学授業料の出世払い案、つまり教育無償化の一環として大学の授業料を国が一旦負担し、卒業後に所得に応じて返済してもらう出世払いの導入案を9月から検討を始める。そういう国の動きもございますので、国、あるいは県、近隣の市町村の動きなんかもしっかり把握しながら、やはり教育は非常に重要であります。いつも市民の皆さんからもそういうお尋ねをいただいでいて、うきは市の施策、3つの施策は何かという中で、教育、教育、教育と言いたいぐらい大きく受けとめておりますので、しっかり検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 8月28日付の西日本新聞によると、今、先ほど市長さんがおっしゃったように、出世払いの件ですね。やっぱり政府は教育無償化の一環として、大学の授業料を国が一旦負担し、卒業後に所得に応じて返済してもらう出世払いの導入案の検討が9月から始まるということですので、私も成り行きを見守っていきたいと思っております。

それでは、2、障害者差別解消法について。

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行され、その第1条に、全ての障害者とその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する、すなわち全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、共生する社会に資することを目的とすると規定されている。

そこで、質問（1）障害者施設の事件もあり、教訓を踏まえて、この法律の市長の基本的方針を伺う。また、方針を職員や関係機関にどのように伝え、どう取り組んできたのか伺う。

第15条では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うとあるが、そこで、質問（2）第15条に関し、啓発活動の前提となる差別の解消を妨げる要因は何だと認識しているのか。

容疑者は、犯行当時26歳、犯行に対してネットなどで疑問視、賛同する意見もあるということから、社会に潜在する障害者に対する差別意識があると言われております。

そこで、教育長にお尋ねします。（3）学校教育、社会教育の面から事件後とられた取り組み、施策にはどのようなものがあるか伺う。

第17条では、差別解消支援地域協議会の規定を受けて、うきは市地域障害者協議会設置要綱第2条第8号に、協議会の役割として「第17条における障害者差別解消支援地域協議会の事務に関すること。」とある。

そこで、質問（４）障害者差別解消支援地域協議会について、平成２７年１２月議会の答弁では、うきは市地域障害者協議会をベースに具体的に検討したいとあったが、現状を伺う。

以上、４点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 障害者差別解消法について、大きく４点の御質問をいただきました。

３つ目の質問については、後ほど教育長より答弁をさせます。

まず１点が、法施行を踏まえ、市長の基本的認識と職員、関係機関への周知、取り組み内容についての御質問でございますが、平成２８年４月に施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、障害者基本法第４条の差別の禁止の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それにより全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としております。障害があることによって受ける差別や利益侵害は、あってはなりませんし、そのためには障害を理由とする差別の解消について、住民の関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要素の解消を図るため、必要な活動を実施していかねばならないと、このように考えております。

法施行を踏まえ、障害者差別解消に対する理解を深めるため、職員を初め関係事業所や住民を対象に啓発活動を実施してきたところであります。

具体的には、全職員を対象に、平成２８年２月１７日と３月２５日の２日間にわたり研修会を実施しております。内容につきましては、職員が職務を遂行するに当たり障害を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定めた職員対応要領の内容説明のほか、視覚障害者への同行援護の事例演習も行い、法の趣旨を踏まえた職員の対応の徹底を図っております。

また、久留米広域連携中枢都市圏が行っております障害者差別解消法に関する研修会に職員を参加させることで、障害者を含めた多様な方々への対応技術や知識の習得を図っております。さらに、地域障害者協議会の事業といたしまして、市民向けの啓発のため、映画上映会を昨年１２月に実施し、１８５名の参加をいただいたところであります。また、ことしの３月には共生する社会の実現に向けて人権を考えるという演題で講演会を実施し、主に福祉関連の事業所職員６７名に対して啓発を行いました。昨年１２月に開催されました人権フェスティバルの会場では、啓発チラシを多数配付し、障害者支援施設の真心製品を販売して、障害者への理解を深める取り組みを実施しました。今後も引き続き啓発事業に努めてまいりたいと考えております。

２つ目が、法第１５条に関し、啓発活動の前提となる差別の解消を妨げている諸要因についての御質問であります。障害者差別解消法第１５条に、国及び地方公共団体は、障害を理由とす

る差別の解消について、国民の関心と理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとするがありますが、差別の解消を妨げている諸要因の大きなものに、障害に対する無知と無関心、特別な人という意識の偏りがあると考えております。

うきは市では、障害は誰にとっても身近にあるということで、障害に関心を持ってもらい、理解を深めてもらうための啓発に取り組んでいるところであります。

4点目が、障害者差別解消支援地域協議会についての御質問であります。障害者差別解消法第17条に、国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者は、当該地方公共団体の区域において、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとあります。

うきは市におきましては、既存の組織でありますうきは市地域障害者協議会を、障害者差別に関する情報共有や意見聴取ができる場として活用できるよう、平成28年3月31日付でうきは市地域障害者協議会設置要綱を改正しているところであります。

当協議会の定例会につきましては、平成28年度には2回、開催をしております。これまでのところ、障害を理由とする差別に関する事例の報告はありません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 事件後にとられた取り組み、施策はどのようなものがあるかについての御質問でございますが、学校教育につきましては、事件後に文部科学省から出された事務連絡及び文部科学大臣メッセージをもとに、安全確保と心の教育の両面から小・中学校の取り組みを進めております。

安全確保の面では、事件後、改めて各学校、危機管理マニュアル等を活用し、教職員の共通理解を図るとともに、特に不審者については、直ちにうきは警察署へ通報するとともに、市教育委員会へ連絡し、全小・中学校へ情報提供するなど迅速な対応を行っております。

心の教育の面では、子供たちが障害のあるなしにかかわらず、お互いを正しく理解し、ともに支えあって生きていくことの大切さを学ぶことができるよう、各学校における道徳教育の充実を図るとともに、障害者差別解消法を内容とした校内研修を実施いたしております。社会教育につきましては、不特定多数の方が利用される社会教育施設の管理について、不審者による事件、事故が発生しないよう施設巡回数をふやす等、監視の強化を図るとともに、不審者による事件、事故が発生した場合は、すぐに対処できるよう警察との連絡、連携がとれる体制をとっております。

また、8月に行いました人権セミナーにおきまして、障害者差別解消法施行で社会はどう変わるかのテーマで、外部講師による講演を実施いたしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 障害者差別解消法について、なぜこの質問をするかといえば、障害者差別解消法の施行間もない7月26日、相模原障害者施設において殺傷事件が発生しました。この事件は、法律に逆行するもので、ネットでは、まさに国民を分断するような衝撃的な事件だと思います。この事件の一報をテレビで知ったとき、真っ先に私の頭をよぎったのは、以前、私が旅館を経営していたとき、毎年市内4カ所の障害者施設の利用者の人たちを招待して、みんなでお弁当を食べながら、カラオケを歌ったり、ゲームをしたり、広いお風呂に入ってもらったりして1日楽しんで帰っていただくときの皆さんのうれしそうな笑顔や、外で会ったときなどお互いに声をかけ合ったりしたことなどが思い出されました。

そこで、このほど障害者関係の質問を幾つかさせていただきます。偏向した考えを持つ一若者が起こした事件として、簡単に片づけてよいのか。事件から1年経過した今、ことし7月26日のNPO法人日本障害者協議会の声明でも冒頭に、優生思想、重度障害者の暮らしのあり方、事件の匿名の報道、いずれも容易に答えは出ないからこそ、この事件を風化させることなく問い続けていかなければならないと訴えている。私も同感で、この事件を教訓に、排除による国民社会の分断が進まないよう、共生の思想をさらに広げていかなければならないと強く思っている次第です。

それでは、2回目の質問に移らせてもらいます。

第2次うきは市総合計画基本構想前期基本計画、平成28年3月の中に、障害者差別解消法への対応について、対応要領などを作成し、市職員に対する研修、事業所における研修、地域住民に対する啓発活動を実施しますとあるが、どのように対応したのか、先ほど伺いました。

そこで質問、その効果の分析はされたか、伺いたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから御答弁させていただいておりますが、昨年4月に法が施行されました。この法を受けまして、職員対応要領というのを策定したんですが、これは法に基づき、全市町村というか、自治体が作成しなくてはいけないんですが、福岡県には60市町村がある中、多分うきは市がいの一番にこの作業に取り組んで、ちょっと制定時期は1番かどうかわかりませんが、とにかく施行後、速やかにこの職員対応要領に着手したという自負は持っております。

その後、今、議員が御指摘されるように、昨年7月に相模原で本当に痛ましい衝撃的な事件がありました。19名の皆さんが犠牲になられ、なおかつ26名の方が重軽傷を負った、本当にあってはならない悲惨な事件でありました。こういうこともさらに踏まえまして、障害者差別と

いいですか、いつも申し上げているんですが、やはり障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けて、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に全力で取り組んでおります。その効果、先ほど職員の研修会とか、いろいろなことに取り組んでいますという答弁をさせていただいたんですが、その数量的な、定量的なデータについては、ちょっと今のところ持ち合わせございません。本当に申しわけないんですけども、確実にこの取り組みについては漸進的に取り組んでいることを御理解いただきたいと、このように思う次第であります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 教育委員会制度が改正され、新制度では、各自治体に首長と新教育長、教育委員らが教育施策について議論する総合教育会議の設置が義務づけられ、教育の目標などの教育大綱についてもここで調整することになっています。

本市においても、うきは市総合教育会議設置要綱が平成27年4月1日から施行されています。この会議について、相模原事件直後の8月19日、その後、11月2日にも開催されていますが、このとき、議事録を見ると、これほどの事件を起こしたにもかかわらず、出席者の誰からもこの事件について発言がありません。先ほど申し上げたとおり、障害者差別解消法の施行間もなく発生し、事件直後に当事者団体の声明が発せられたにもかかわらずです。市長は、かねてから行政の縦割り解消、横軸を通すような施策を力説しておられます。市長はその言葉と裏腹に、障害者の差別解消施策は福祉部門の行うことと決めつけているのではないですか。排除でなく、人格と個性を尊重し合い、共生する社会を実現するという共生の思想は、極めて人間教育、学習の中から生まれてくるものと思います。

対処的な取り組みでなく、人の心に深く息づくような取り組みが必要と思います。この事件を教訓に、教育、福祉、労働など、あらゆる分野がともに進めていけば、障害者の差別解消が前進し、さらには市長からかねて進めている地域包括ケアシステムを構築化するものと思います。

そこで質問、市長、教育長に改めてお伺いします。今後、どのような施策が必要だと思いませんか。うきは市教育大綱を見直す考えはありませんか。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに横串を入れて、市一丸となって障害者差別解消に向かうというのは、本当に御指摘のように重要なことだと思っています。かねてから、いろいろ御議論ありますけれども、テレビ電話による見守り事業とか、全国の中でもユニークな事業に取り組んでおまして、障害者への支援については、市挙げて、例えば、福祉事務所だけではなくて、うきはブランド推進課とも連携しながら、テレビ電話なんかも取り組んでいるわけでありまして、そういう

ふうに一体的に取り組んでいる自負は持っております。

今後については、先ほどから答弁させていただいていますように、やはり障害者差別解消法の趣旨をどう広く市民の皆さん、あるいはまだまだ職員にも行き渡っていなければ、さらに一過性で終わらせるのではなくて、何回も何回も啓発活動に力を入れていく、こういうことが重要ではないかと思っておりますので、そういう視点で今後もしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私は、先ほどお互いを正しく理解し、ともに支えあって生きていくことの大切さを学ぶということを申し上げました。

現在、小・中学校では、例えば、特別支援学級との交流、あるいは体育祭等に市内の施設の方においでいただき、そういったこともやっておりますし、また最近、うきは市内出身で特別支援学校に行かれている児童・生徒の皆さんと当該校との交流ということも進めております。基本的な教育の施策としては、やはりそういう交流活動というのをさらに深めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今、首長さんが一過性でなく、市民に広くしていくということでございますので、よろしくお願いします。信念を持って通してください。

それでは、教師または保護者などにこのことについて問題提起や話し合いをされたことがあればお聞きしたい。教育長、お願いします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教師につきましては、先ほど申し上げましたように、校内研修におきまして、県の北筑後教育事務所等の特別支援の専門家を呼んでの研修をいたしております。

また、学校では公開授業等を行っておりますので、そういう際に特別支援学級の授業等もごらんいただいているというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 最後になりますけど、無関心、無視、誤解が偏見、差別を生むと言われております。オープンな議論の中から、これからも微力ながらも、私も共生社会の実現に努力していきたいと思っております。

3番、障害者支援対策について。

障害者自立支援法が平成18年4月より施行され、その年の9月議会において、応益負担ということで、サービスを受ける障害者が1割負担することになり、障害者はもとより、通っている施設も通所回数を減らされたり、事業として成り立たなく不安を抱えている。うきは市独自で何

か軽減措置を考えているかという質問に対し、市長答弁では、現段階では市独自による軽減措置を講じていないが、今後、福岡市、大分市などの軽減措置を精査するとともに、財政の状況並びに近隣市町村の動向を見ながら、引き続き検討して、判断してまいりたいということだったようです。

そこで、質問（１）障害者自立支援法の施行から１０年がたった現在、うきは市の軽減措置の状況を伺う。

平成２５年９月の議会で、うきは市では、現時点では法定雇用率はクリアしている。しかし、今後の職員数の動向や異動によって雇用率を割り込む可能性もあるので、このようなことが起きないように慎重に対応してまいりたいということだったが、そこで、質問（２）うきは市の障害者雇用率の現状を伺う。

参考までに、うきは市総合計画の中に、障害者就労支援による就業者数、現状２６年度では９人、目標３２年度では２４人ということでございます。

平成２２年１２月議会で、小・中学校、集会が多いところ、それから高齢者、障害者が多く使っているところを優先的に順次予算の範囲内で設置していきたいということだった。

そこで、質問（３）公共施設のバリアフリーの現状を伺う。

現在、うきは市民センターの旧体育館跡に立派な駐車場ができており、市民センターに一番近い場所に障害者の駐車スペースがとってあります。

そこで、質問（４）うきは市民センター前の駐車場から市民センターへ渡る道路には横断歩道がなく危険である。障害者のためにも必要ではないか。

国は市町村に対し、高齢者や障害者など一人一人の要支援について、災害のときに誰がどこに避難させるかなどの個別計画を定めるように促している。市町村は、災害のとき、配慮が必要な高齢者や障害者を受け入れる福祉避難所を開設することができる。事前に協定を結んだり、指定したりした福祉施設や公的施設が対象となる。

そこで、質問（５）国や市町村に対し、高齢者や障害者など支援について、災害のときに誰がどこに避難させるかなどの個別計画を定めるよう促している。しかし、受け入れ体制が十分でない自治体がほとんどではないかと思うが、今回の豪雨災害を機に、あわてない体制づくりが急務であるが、市長の見解を伺う。

以上、５点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 障害者支援対策について、大きく５点の質問をいただきました。

まず１点目が、障害者自立支援法の施行から１０年がたったが、現在のうきは市の軽減措置の状況についての御質問であります。障害者の方が必要なサービスを利用するための制度は、戦

後長らく行政が、行政処分として障害者サービスを決定した措置制度に始まり、これまで制度の問題を改善するため、さまざまな改正等が行われてきました。平成15年に施行されました支援費制度は、それまでとは大きく異なり、障害者が受けたいサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するというものでありました。

自己負担につきましては、利用者、または扶養義務者の負担能力に応じて負担するという応能負担という仕組みでありました。平成17年には、障害者自立支援法の施行により、利用者も利用したサービスの量に応じて費用を負担する応益負担となり、その後、負担額に対する反発や負担軽減を要望する声が強まり、平成22年の改正により、住民税が課税されていない低所得者については、利用者負担を無料とすることになりました。その後、平成25年、障害者総合支援法にかわり、現在まで低所得者の利用料無料という仕組みは継続をしており、うきは市におきましては、市独自の軽減措置はございませんが、法に準じた負担区分を適切に運用しているところがあります。平成29年8月末現在で、利用者325名のうち266名が利用負担のない利用者となっております。

2点目が、うきは市の障害者雇用率の現状についての御質問であります。障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主にはその雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者の割合が一定以上になるよう義務づけております。平成25年の改正により、雇用率は、従業員50名以上の民間企業で2%、国、地方公共団体等で2.3%、都道府県等の教育委員会で2.2%となりました。現時点でうきは市役所の法定雇用率に基づく障害者数は、国が示す基準を満たしております。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、法定雇用率の算定基礎の見直しが平成30年4月1日から施行され、うきは市役所での法定雇用率が平成30年度は2.5%となり、必要となります障害者数は、現状の4名から5名となります。このような状況を踏まえ、平成30年度のうきは市職員採用試験におきましては、一般事務B、身体障害者対象として、1名程度の募集を行っているところであります。

次に、うきは市内の事業所の状況になりますが、福岡県労働局によりますと、うきは市内には従業員数50名以上の事業所が12カ所ありますが、障害者雇用率は1.61%と低い状況にあります。障害者の雇用の促進等に関する法律第6条に、国及び地方公共団体は、障害者の雇用について、事業主、その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者、その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずるなど、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとあります。

うきは市としましては、特に事業主を対象とした障害者雇用の啓発は実施しておりませんが、先ほど障害者差別解消法の際に述べました障害への理解を深める啓発を続けていくことこそが雇用につながるものと考えています。

また、窓口での対応としましては、就労意欲はあるが現状では一般就労が困難と思われる障害者の方へ、能力向上の訓練を行い、将来的に一般就労を目指せるように、能力向上の訓練を行う就労継続支援や就労移行支援といった福祉サービスを紹介するなどの対応を行っているところであります。

3点目が、公共施設のバリアフリー化の現状についての御質問であります。うきは市地域福祉計画にも記載しておりますとおり、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参画できるよう、公共施設や道路を初めとした地域の環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進していくことが重要であります。そのため、新たな公共施設の整備に当たりましては、障害者や高齢者に限らず、全ての人が使いやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりを基本にして、施設の設計、施工に努めているところであります。

既存の施設につきましては、施設の改修等の際に、必要なものについてはバリアフリー化を進めてきたところでございますが、十分な現状把握ができておりませんので、現在、施設ごとのバリアフリー化の現状を確認しているところでございます。この調査をもとに、必要不可欠な設備等があれば、計画的な整備を実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度、西別館の点字ブロック改修を予定しております。引き続き人に優しい施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

4点目が、うきは市民センター前の横断歩道設置についての御質問であります。現在、うきは市民センター前には西鉄うきは市図書館前バス停があり、このバス停前の市道に横断歩道が設置されております。そのような中、御質問の横断歩道設置につきましては、平成27年に警察と協議を行った経緯がございます。協議の結果、横断歩道の設置要件として、都市部では100メートル、うきは市では通常200メートルの間隔の横断歩道設置区間が必要であるということでありました。また、無信号の交差点で横断歩道を追加設置した場合、横断歩道を通行する車両の徐行義務とともに、複数の横断歩道があることで注意力低下による事故の危険性が増すとの警察の見解で、実施できておりません。

また、御幸小学校の通学路として指定されております通学路の変更についても、学校との協議が必要となってまいります。

今後、市民センター、図書館の利用につきましては、市民センターの障害者用駐車場を利用させていただくことが安全確保につながるものと考えております。

最後、5点目でございますが、災害時における高齢者や障害者などの要支援者の避難体制につ

いての御質問であります。災害時避難行動要支援者の個別計画は、要支援者一人一人の避難手順や支援をする人を定めて、災害時に要支援者が逃げおくれがないようにする制度でございます。有事の際の連絡は、個人情報の提供に関する同意書で緊急連絡先を記入してもらうことになっており、避難の支援等につきましては自主防災組織や行政区で要支援者の避難支援体制を構築していただくよう、区長、自主防災組織、自治協議会、民生委員、消防団等、関係者をお願いをしているところであります。

受け入れ体制につきましては、まずは通常の避難所に避難していただきますが、避難所での生活に支障がある場合は、養護老人ホームやグループホームなどの福祉避難所に移動していただくようにしております。市では、福祉避難所につきましては13事業所、15施設と協定を締結して、通常の避難所での生活に支障がある要支援者を受け入れてもらえるようにしておりますし、また、市内で福祉避難所が不足する場合には、県を通じて他の市町村の福祉避難所に受け入れてもらうようになっています。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）の件ですが、障害者が安心して暮らせるように、また施設側にも不安がないようにしてもらいたいと要望します。

それと、（2）番の件ですが、現在、民間では雇用するよりもペナルティーである雇用納付金を納めたほうが良いというような企業も少なくない。しかも、50人以下の企業には雇用の義務がないということでございます。今、首長さんの話では、やっぱり公の機関である市役所こそが率先してその雇用に取り組むことに意味があるのではないかと思いますので、この点について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（3）については、これは優先的に順次予算の範囲で設置とあるので、ひとつこの点についても十分に御配慮いただいて、早急にバリアフリー化をお願ひしたいと思ひます。

それと、（4）については、27年に協議をしたということでございますが、やっぱり時代とともに変化しておりますので、再度、ぜひこの件についてはお願ひしたいと思ひます。

それと、（5）については、多分、日田市の場合は昨年起きた熊本地震の教訓を生かし、ある程度スムーズに行ったとはいえ、昨年でもことしのようにつまた起こるかわからない、だから災害は、あらゆることを想定して一刻も早い体制づくりをしてもらいたいというお願ひでございます。

次に、平成25年子供議会の中で、市長が介護認定されている高齢者の数より障害者の数のほうが多い、1,700人と発言していたが、それは身体障害者の数だけで、精神、知的障害者を含めると2,139人、1世帯約3人として計算すると、障害者に何らかのかかわりを持っている市民が6,400人いるという計算になります。現在、高齢者問題が盛んに取り上げられてい

るんですが、このような現状から見ても、真剣に障害者の問題に取り組むべきではないかと思えます。

そこで、うきは市内にどのような障害施設があり、現在、何人ぐらいの入所者及び通所者がいるのか、また、それ以外の障害者はどこに入所、または通所しているか、または在宅の障害者は何人いるかを後でもいいですから、報告をお願いしたいと思います。

最後に、9月6日の西日本新聞に小郡市のNPO法人サポネットおごおりが、新事務所で業務を始めた記事が掲載されていました。その業務の内容とは、開所日は日、祭日を含む、午前9時から午後5時まで、開所日は月に2回、専門員の常駐、誰でも自由に時間を過ごすことのできるオープンスペースで、通所、就労にかかわる相談支援、定額で通院や外出先への送迎などを手がけている。また、サポネットは利用者だけでなく事業者同士をつなぐ役割にも力を入れる。市内の障害者関係機関が一堂に集まる年に3回のネットワーク会議など開催、古賀センター長は、事故や身体、精神の疾患、誰もが人生の途中で障害者になる可能性がある。家族だけでなく、学校、職場、事業者など連携し、みんなで顔が見える関係づくり、息長く支え合う、その中でハブのような役割ができればと語っている。

この記事について、市長はどう思うか。ちょっとわからんかな。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 冒頭、障害をお持ちの方の人員等の指摘がありました。これは、私が5年前、市長に就任したときに障害をお持ちの方のいろんな勉強をさせていただいた中に、本当に2,000人を超える多くの方がいらっしゃるという中で、いち早く議会にも御説明しましたように、そういうことを踏まえながら、新川のつづら山荘で、テレビ電話による見守り事業等を始めたといういきさつがあります。十二分に現状は認識して、この取り組みの重要性というのはしっかり理解をしております。その後、障害福祉サービスの一環で、活動系サービスの中でA型の就労継続支援事業、あるいはB型の就労継続支援事業というのがあるんですが、今、その後、最近うきは市内に多くの事業所が展開されておりますので、こういう取り組みをさらに継続しつつ、本当にまさに共生の社会づくりにつなげていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、佐藤湛陽議員の一般質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、9番、諫山茂樹議員の発言を許可します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 議長より許可をいただきましたので、3件の件名につきまして、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、去る7月に発生しました九州北部豪雨におきまして、不幸にも犠牲になられました方に、心より御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

初めに、9月議会というのは、事業の成果を確認することも大切なことでありますので、今回の質問は、前に質問しておりました進捗状況並びに結果についていろいろと伺いたしまして、今後に生かしていきたいというふうに思います。つまり、PDCAのチェックを検証し、そして、成り行き次第では推進に拍車をかけるとともに、また、次の反省やアクションにつなげていきたいという気持ちで質問したいと思います。

まず、公共施設整備にPFI方式採用ということで入りたいと思います。

我がうきは市においても、昭和60年前後に建設された施設が多く、しかも合併前におおのの町で同様の目的で設置されているものもあり、今後精査して効率的な管理を求められております。今から、ますます人口減少や高齢化が進む中で、長期的な展望で公共施設等の更新、統廃合、長寿命化、最適な配置検討を総合的かつ計画的に推進し、財政負担の軽減や市民サービスの向上に努めなければならないと。とりわけ、税収の伸び悩みや地方交付税の漸減も予想される厳しい財政状況を鑑みまして、ことし3月議会の提案質問に引き続き、官民一体となって取り組む仕組みの構築に向けて、積極的に取り組まれることを期して質問いたします。

まず1つ目の質問であります。民間資金活用による公共施設整備等の促進に関する法律、PFI法が平成11年7月に制定され、平成12年3月には、PFIの理念とその実現のために、方法を示す基本方針が策定されました。

国からの交付金、民間の資金、経営能力、技術的能力を効果的かつ効率的に活用し、設計、建設、維持管理運営を一体的に扱うことにより、事業コストの削減が期待できると考えられるので、熟慮の上、近年中の公営住宅の建設からまずは採用され、そして徐々に広められていけばということで再度提案いたしますので、見解をお伺いします。

2つ目は、3月の一般質問では、市長より、ほかに官民連携のよい方法がないか、人口約3万人程度のマーケットで民間事業者が参入されるか懸念されることを含めて、しっかり勉強してまいりますという力強い答弁をいただいておりますので、その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま公共施設整備におけるPFI方式の採用について、大きく2点

の御質問をいただきました。

1点目が、公営住宅建設にPFIの活用をとの御質問であります。うきは市では、西隈上団地建設に民間の資金、経営能力、技術的能力を効果的、効率的に活用し、設計、建築、維持管理運営を一体的に扱うことにより事業費の節減を図ることを目的でPFIを活用するため、平成27年度から国土交通省が創設した公営住宅に係るPPP、PFI導入推進事業への申請を平成28年度から取り組んでまいりました。平成29年度に、全国29件の応募の中からうきは市を含む9件が採択をされたところであります。

今後は、PPP、PFI事業に関するノウハウのあるコンサルタントが、地域でPPP、PFI事業への参画意欲のある民間事業者等とうきは市とが連携をして行う基本計画策定を支援するもので、事業費は全額国費で1,002万円であります。コンサルタントは、ランドブレイン株式会社が担当することになっております。今後ランドブレイン株式会社が、うきは市職員と参画意欲のある建築業及び不動産業等の民間企業に対してPFIについての研修を行い、平成32年度着手に向け、民間事業者が参画できるかの検討、民間事業者募集準備、民間事業者選定、そして施工開始というスケジュールで進めていく予定であります。

現在うきは市では、全国の情報が集まる特定非営利活動法人、NPO法人でございまして、日本PFI・PPP協会に加入し、PFI事業の事例がある大刀洗町やみやき町、または全国の事業実施団体の情報の収集を行っております。

なお、PFI事業は手続が複雑であり、定住促進住宅に比べ公営住宅の場合、低家賃設定の縛りによる費用対効果、地方債金利に比べて民間市場金利が高い、入札応募が通常発注に比べて少ない傾向があるなど、必ずしも通常発注よりも事業コストが削減されるものではないため、この導入推進事業を通じて、他自治体の情報を収集しながら検討していきたいと考えております。

2点目は、官民連携に関する進捗状況についての御質問でありました。

官民連携とは、従来、自治体が実施してきた公共サービスや社会資本整備を、計画段階から民間企業と共同で知恵と資金を出し合いながら実施していくものだと承知しております。その手法には、PFI手法とPPP手法があると考えております。

うきは市における進捗状況でございますが、PFIにおいては、先ほど答弁申し上げましたとおり、西隈上団地の建てかえ事業を対象に検討を進めていくこととしております。

指定管理制度におきましては、現在47施設で導入しておりますが、そのうち、総合体育館「うきはアリーナ」及び市役所西別館隣のゆうゆうセンターについては、今年度末の指定期間満了に伴い、新たに事業者の公募を行う予定でございます。民間事業のノウハウを生かして、これまで以上に市民サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

また、PFI、PPPの概念からは外れますが、行政と多様な構成主体との連携という観点か

ら、業務委託におきましては、平成30年度より地域包括支援センター業務と学童保育所運營業務の一部を新たに民間事業者へ業務委託することで準備を進めております。さらに、大学との連携におきましては、平成28年12月の中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携協定に続き、平成29年2月には、久留米大学との連携協定を締結しております。文化、教育、健康増進、流通科学など、多方面で連携して、学術研究等を活用したまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 先ほど市長から、私ようやくと申し上げますけど、ようやく、ようやく、つまり、十七、八年たってこのPFI事業に興味を示していただいたと。ちょっと遅かったなという反省であります。例えば、アリーナの建設時代からそういうことをやっていけば、アリーナあたりが本当にいいPFIになれたかなというふうに反省しております。しかし、十七、八年たってでも意欲を示していただいたということは、僕は非常に高く評価をいたしたいというふうに思います。

それから、次に、先ほど市長も申し上げられましたけれども、PPP、Pが3つ続くんですけども、パブリック・プライベート・パートナーシップは、民間の資金のみならず、経営資源を幅広く取り入れて公共と民間の協働により効率的な公共サービスを提供する制度であります。つまり、PFIや民営化、管理委託も入っておりますですね。ですから、これは既に先行してやっております。その中のPFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというのは、これはイギリスで生まれたNPM、ニュー・パブリック・マネジメント、市長がいつも言われている。これの手法の一つ、理論の一つでありまして、民間資金のみならず、公共と民間の協働により、民間の資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用して、安く、良質な公共サービスを図る手法であります。

まずは、市営住宅から入っていただくということでございます。それで、この市営住宅から入っていかれますと、このPFIの勉強を十分やっていただきまして、将来のことを見据えて、布石を打っていただくというのが一つの大きな目的じゃないかと僕は思うんですね。確かに、安い市営住宅は賃料が安いものですから、余り大きく効果は得られないかもしれませんが、将来のいろんな事業にそれを生かすような布石を打つというのが大事なことだろうというふうに僕は思っております。

メリットとしては十分お分かりだと思いますけれども、設計施工の一体的な事業の軽減とか、設計、工事、管理の一体的発注において庁内職員の低減、職員の手間がかからないとか見込まれ、当市のような専門職不在のところでは、人材確保の面で非常にメリットが大きいと、それから工

期の短縮と。こういうことで、確かにメリットが大きいと思いますので、ぜひともお願いしたい。

それから、賃料の安い市営住宅、これは案外少ないのは少ないです。鹿島市が、20戸建てを今発注して契約をする寸前ということでもあります。それから、将来、定住促進住宅とか人口増のためにそういうものを計画していくようなときは、これは非常にメリットが大きいんじゃないかというふうなことでありますので、ぜひともじっくり勉強していただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど市長が申しましたランドブレイン株式会社、これ100%国の資金を何千万円か出していただくということでもありますので、じっくりと勉強をしていただきたいと。それから、PFI、PPPの事業にも、会議に参加していただいて、そして食欲に吸収していただきたいというのが私の願いでございます。

済みませんが、西隈上団地のスケジュールをもう一回、メモし損ねていたから。詳細な工程計画があれば。何年ごろから。お願いします。

- 議長（櫛川 正男君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。
- 議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。
- 住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの件でございます。

今、ランドブレインのほうで今回、西隈上団地のPFI導入についての検討業務がされておるわけでございます。29年度については、具体的に民間導入の検討、それから現施設の聞き取り調査等が今行われておるところでございます。

30年度につきましては、実際、事業者募集等の準備、検討等に入っていくというふうな予定で進んでおるところでございます。

それから、翌31年度につきましては、実際の業者選定、契約等に入りまして、32年度の設計施工の開始というふうなスケジュールということをお聞いているところでございます。

- 議長（櫛川 正男君） 諫山議員。
- 議員（9番 諫山 茂樹君） 念を押しておきますけれども、うきは市とはほぼ同じ人口、規模、自治体、例えば人口約2万5,000人のみやき町は107戸の住宅を建設。それから、人口約9,000人の太良町、人口約1万5,000人の福岡県の大刀洗町でも、積極的に推進して成果を上げているようでございます。

そのほか、先進地の情報をできるだけ収集して、少しおくれればせながらとは申しませんが、ひとつ、一日も早く立ち上げるようなことを切に申し上げたいというふうに思います。

それで、課題というのはいろいろあると思うんですね。それは、いろいろあると思いますけれども、佐賀県では、市営住宅にもやっていると、この20戸をやっていると。それから、いろ

んな助成制度、国の社会資本整備交付金が45%つくつと、PFIであればですね。そういうメリットもあるんじゃないかというふうに思いますので、ひとつ積極的にお願いしたいというふうに思います。

そして、まず、市営住宅から施工しながらノウハウを学んでいって、そのノウハウを蓄積して、そして今後に生かしたいと。余った土地や不要となった建物とか、そういう施設を活用する公共資産活用型PPPで、例えばある自治体では、合併によって議事堂が1つ要らなくなったということで、その議事堂を物流会社のコールセンターにと申しますか、そういうところに活用してお金をいただいているとかそういうこともやっております、公共資産活用型。

それから、もう一つの公共サービス型PPP、これが今、市長が言われましたように福祉業務の効率化とかいろいろ計画されておりますので、そういう公共資産活用型とか公共サービス活用型、これのPPPにも目を向けて、今後は積極的にチャレンジしていただきたいなという思いがございます。もう一回、市長の心強い答弁をいただきたい、決意をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員からは、かねてから民間の経営ノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI、PPPの取り組みを御指摘いただいておりました。先ほどから答弁させていただきましたように、今年度、全国から29自治体だった中で9カ所だけが採択を受けたんですが、その全国の中でうきは市が採択になったということは、評価をしていただければと、このように思います。

御承知のように、いわゆるPFIは指定管理者制度、コンセッション、あるいは独自採算性のBOT、官民協働のジョイントベンチャーがPFI手法であります、それを包含する形で、新たにPPP的手法ということでBOとかDBO、あるいはイギリスに始まった市場化テスト、さらには包括的民間委託と、非常に概念が大きいのがPPPであります。我々は、どちらかというところ今後PPPの概念の中で、公共施設等総合管理計画でも申し上げたんですが、今まで箱物をそれぞれ縦割りで単独でやっていたやつを、幾つもある施設を一体的に集める一体化の話。あるいは、全然機能の違うものを1つにまとめる複合化、あるいは、うきは市内だけではなくて、お隣の朝倉市とかを巻き込んだ広域化、さらには民間、例えば公営住宅なんかそうなんですが、現在は民間のほうがマンションとかアパートとか、経営ノウハウが強くなっていますので、そういう民間のマンションとかアパートを借りるような公共住宅のあり方はないかというソフト化ですね。民間の施設をどう活用するかソフト化、そういう形でしっかりこれを連動しながら取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） さすが市長は国土交通省出身でございますので、非常に意欲ある

答弁をいただきました。

次に、これも今すぐ、即答じゃなくても結構ですけども、PFI手法の中には、建物の所有権を移転後、つまり建設完成後、30年間維持管理するBTO方式と、30年間の維持管理した後には所有権を移管するBOT方式、BTOとBOT、よく似ていますけれども——ありますけれども、当市はどの方式でいこうと思っているのか、もし決めてあればお尋ねしたい。大刀洗町はBTO方式でやっているようでございます。今、即答はできなくても、そこら辺を考えていただき——考えてあればお聞きしたいですけども、後でも結構です。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 国のほうから採択をいただいている、まさにランドブレイン株式会社と今からしっかり詰めをやっていく中で、今の御指摘の件についても考えていきたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 参考までにありますが、新潟県の上越市では、市民プラザの建設に導入していきまして、市が直接事業を実施した場合は約32億円かかっただろうという試算をしておりましたんですが、これに対して約4億円、13%削減できたという報告も来ております。そういうことで、やり方によっては非常に効果が出る方式であると思いますので、期待をしたいと。

それから何度もお聞きしたんですが、ランドブレインという有力なコンサルを選んでいただいたそうでもありますので、できるだけそのコンサルを有効に活用していただいて、そして成果の上がるやり方、やっぱりうち独自の、うきは市でなくちゃできないようなやり方もあると思いますので、そこら辺は地元の自治体と共同しながら、そして、成果の上がるやり方を見つけていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これ行政にも当てはまりますし、管理職の方によく覚えておっていただきたいんですが、アメリカの有名な経営学者でありますドラッカー氏、よく御存じの方もおられると思いますが、非常に有名な。その中の言葉を紹介したいと思うんです。その1つが、「創造的模倣は最も効果的かつ効率的な戦略である」と。他社の成功例、他自治体の——他自治体とは書いておりませんが、これは会社を対象にしておりますので。「他社の成功例をそのまま真似するだけではなく、創造的に工夫して真似をする」と。その会社のやったことよりも、うきは市独自の、もっと一段上のやつを、一歩進んだ、上回った真似をすることと。もちろん、がんじがらめに特許なんかで抑えられたら別でありますかね。それ以外であれば、真似することは決して恥じゃないというふうに言われております。私もそうだと思います。「しかし、もちろんであります、信念とビジョンと勇気並びに努力が必要なことは言うまでもありませ

ん」ということでありますので、今後の行政に大いに生かしていただきたいというふうに期待いたしまして1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、2つ目の質問でございますが、AED、自動体外式除細動器設置について質問いたします。

数年前、日本国民誰もが経験したことのない、予想もしていなかった東北地方太平洋沖地震と原発事故に直面した現在、日ごろからの突発危機に対する備えが大切であることを痛感する次第であります。

さて、数年前、1人のプロサッカー選手の早過ぎる死が日本中に衝撃を与えました。元日本代表のスーパースターでありました松田直樹さんで、その方が練習中に胸を押さえて倒れ、そのまま意識が戻らなかった、34歳の早過ぎる死亡であります。もしAEDが現場にあり、迅速に使用されておれば、助かっているのではないかと思われることで残念であります。病院外で突然心臓停止ではなく心室細動、つまり重度の不整脈、心臓けいれんに陥った人をもとに戻すときは、その人に気づいた市民が、即AEDを使って処置するのと、救急隊員を呼んで到着後に処置した場合を比較すると、社会復帰できた割合は、市民が即対応したほうが2倍以上高くなるという調査結果を京都大学の石見教授ら救急医学チームがまとめられたと聞いております。

チームは、消防庁の2005年から2013年の統計データをもとに、病院外で心臓を静止して心臓に電気ショックを与え蘇生させるAED処置を受けた約1,200人を調査す。脳への障害がなかったり少なかったりして1カ月後に社会復帰したと。その確率は、近くにいた市民から即AEDを受けた人では32%だったのに対し、救命隊が来てAEDショックを与えた人では14%だったそうであります。つまり、実施までの時間が短ければ短いほど有効であったという実証ができたと言われております。したがって、AEDは身近なところでいつでもすぐ使える備えが不可欠であります。心臓にある心室は、血液を全身に送り出すポンプの役割を担っておりまして、この心室が不規則にけいれんする不整脈が心室細動でありまして、放置すれば確実に死に至るということであります。

AEDは、心室細動を起こした人に電気ショックを与えまして、そして正常な拍動を取り戻すための装置であります。心室細動の際には機器が自動的に解析を行う、そういう医療機器でありますので、自動で動作されると。そういうことで、施術者——使う方は医師である必要はないと、一般の人でもよいのであります。ただし、そばにいる者が胸骨を圧迫、心臓マッサージとか人工呼吸を継続して行うことも救命の重要かつ効果があると言われておりますので、次の質問をいたします。

1つ目、市民の安心・安全なまちづくりの観点から、うきは市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、アリーナ、道の駅、図書館、文化施設など、人の集まる施設にAEDがどの場所

に何台ぐらい設置されているか。また、コンビニなどもわかっていれば知りたいのですが、今後とも不足していれば増設の取り組みも必要であると思うが、見解をお聞きしたい。

2つ目は、自治協議会におきましても、人命尊重と安全・安心の面から、AEDをぜひ設置する必要があると思うので、今後の計画及び所見を伺いたい。

3つ目、AEDは、適切な点検、管理並びに正しい使用方法を習得しなければ、いざというときに機能が発揮できない自体を招く恐れがあります。厚生労働省とか消防署などからも、器具の維持点検や操作方法についての指導はあっていると思いますけれども、使用方法や応急手当て方法の講習はどのように、どの程度の頻度で実施されて誰がやっているかお尋ねしたい。

以上、3つお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、AED、自動体外式除細動器設置について大きく3点の御質問をいただきました。

AED設置状況と今後の増設計画についての御質問であります。うきは市が設置しておりますAEDは、現在31台でございます。主な設置場所は、市役所、市役所西別館、うきは市民センター、各小・中学校、保育所、白壁ホール、かわせみホール、スポーツアイランド、浮羽体育センター等になっております。そのうち28台は、財団法人福岡県市町村振興協会から、平成18年度及び平成20年度に無償で配付を受けたものになります。また、残る3台のうち2台は寄附を受けたもので、本市が購入したAEDは、平成27年に浄光苑に設置した1台だけとなっております。

福岡県市町村振興協会から無償配布を受けたAEDにつきましては、それぞれ使用開始から11年、あるいは9年を経過しておりますので、耐用年数が一般的に8年と言われている中で、その老朽化が大きな課題となっているところでございます。

そのため、平成18年度に納入したAED21台分につきましては、今年度の当初予算におきまして、買いかえのための費用669万8,000円を予算計上させていただいたところであります。購入に当たりましては入札を行うこととなりますが、現在予算計上しております価格は、1台当たり31万9,000円となっております。これは、8年間のバッテリーやパットの交換を含めたもので、その後、また買いかえ等の費用が必要になるものでございます。このように、非常に高額なものでありますので、当初は無償ということで可能な限り配付を受けたところであります。買いかえに当たっては、その必要性を再検討する必要があると考えております。したがって、今後の増設に関しましては、現在のところ特に計画はございません。

2点目が、各自治協議会へのAED設置についての御質問であります。不特定多数の方が訪れるコミュニティーセンターにおいて不測の事態等が発生し、救命に緊急を要する場合に備えて

のAEDは重要なことと思われます。しかしながら、施設の使用頻度や費用の面もありますので、引き続き検討をさせていただきたいと思ひます。

3点目が、AEDの点検管理と訓練の実施についての御質問であります。AEDは、心停止状態の者の救命率を上げるための医療機器であり、必要なときに適切に使えるよう日ごろからの機器の点検や適正に使えるための訓練が非常に重要なことは言うまでもありません。現在、市が設置しておりますAEDは、8年間のバッテリーや電極パットの無償交換がセットになったものであり、これまで交換時期に合わせ、これら消耗品の交換を計画的に行ってきたところでございます。

訓練の実施につきましては、保健課において毎年9月の救急医療週間に、AEDの使用方法を含む3時間の普通救命講習会を実施しております。今年度も、今月8日に実施をしたところでございます。市役所本庁及び出先職員、市内医療機関、介護施設等、民間事業所の職員の中から、これまでに受講歴のない方や前回の受講から3年を経過している方を対象に実施をいたしているところであります。

なお、市内にうきうき会並びによかよか会という介護予防事業のボランティア団体がございますが、活動中に事故があった場合に備え、毎年、会員が自主的にAED講習を受講されております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 確かに、安いものじゃありません、高価ではあります。人命は金で買えるものじゃないと僕は思うんですね、人命尊重。そして、一つの例であります。久留米市、これ自治協議会が32だったですか。久留米市は、これ全部つけております、自治協議会にはですね。使う頻度が少ない、これは幸いなことでありまして、使う頻度がしょっちゅうあっても困りますよね。しかし、いついかなるときにこれを使わなきゃいけないか、そして一人の命が助かるのであれば、大切な税金を、血税を、それはこういうものに使わないかんだらうと僕は思うんですね。よその市でも、自治協議会に全部つけているんだというくらいの意欲を持った市もあるんだから、ここら辺は検討はしますとは言ふものの、積極的な前向きの検討をお願いしたい。

1977年だったですか、ダッカ事件というのを皆さん御存じですか。当時の日本赤軍が空港で乱射しまして、問題を起こしまして、そこで日本政府の代表でありました福田総理が行きました。そのときに明言をされたと思うんですが、一人の命は地球よりも重いと、これは御存じでしょう——ということをして交換条件をのんでいただいたというくらいでありますので、この人命尊重、これは、もちろん子供——学校にはありますから心配はしてありませんけれども——子供も高齢者も誰でも平等ですからね、人命は。高齢者だからよからうでは困りますし、

ですから、これにはほかのお金を少々削ってでも備えておくべきだと私は思います。その自治協議会に対する見解を、もう一回お尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 1つ指摘をしておきたいと思うんですが、使用頻度というふうに私説明しましたが、AEDの使用頻度ではありません。そんなことはとんでもない話です。施設の使用頻度であります。うきは市内には、市民の方が集まる施設が幾つもあります。そういう中で、いかに効率的にこの高額なAEDをどう配置するかというのは、当然、執行権をいただいている我々が考えなくてはいけない話だという意味合いで引き続き検討をさせていただきたいと、こういうふうに答弁したことを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） また積極的に、やっぱり前向きに検討したいという答弁はいかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も申し上げますように、うきは市内には、市民の皆さんが集まる施設が幾つもあります。そういう中で、しっかり効率的な配置について検討をしたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 参考までに申し上げておきますが、自治協議会、これは市長もいつも申し上げますように、自治協議会の活躍、これに地域活性化はかかっているんだと、積極的に大いに活用して、事業を拡大していってほしいという期待があることはいつも申し上げておりますね。

それから、災害時の拠点、これは滅多にないとは思いますが、区長会の会合とかあいの会——ある自治会を調べたんですが——それから婦人部の会合、福祉部とか民生委員なんかの会議、それからロコモ体操とか介護予防の会議とか、そういうのを調べましたところ1日おきぐらいに使っているんですね。今後もまたさらにふえるんだというふうに思いますので、使用頻度——僕はあえてこっちのほうの頻度を言ったところもありますが、AEDの使用頻度のほうに誘導したところはあったけれども、この自治協議会の使用頻度というのは今後ますます上がると思うんですよ。ですから、その点は、もちろん金も十分考えておかなきゃいけないということでもあります。そういうことでお願いしたい。参考までで。

それから、例えば武道館の老朽化とかいうことで——そういうもので市民の健康志向が高まりまして、社会教育スポーツが盛んになっております。夜間の小・中学校の講堂なんかを活用した社会教育活動をやっております。そういうときに、AEDというのは学校の職員室しかないんで

すよ、鍵がかかっているんです。夜に発生した場合は使いようがないわけね。ですから、そういう社会教育の場に対する、体育館、そして中学校では武道も教育の一環としてやるようになっていきますし、そういう武道館なんかを使う頻度もふえておりますし、そういう社会教育に対するときの設置なり使い方、そういうものを検討する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの御提案は、今のAED、31カ所に設置させていただいていますが、そのまま固定式になっているのではないかと。もっと移動式的に、効率的に使うことができないかという御指摘かと思いますが、担当課である保健課長に答弁をさせます。

○議長（榊川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今、議員のほうから御指摘がございましたように、小・中学校のほうにはAEDの機器を配置しておりますけれども、夜間、体育館等を使用する場合は、おっしゃるとおり職員室や玄関のところに設置しております。夜間は施錠されておりますので、もし夜間、体育館等で事故が発生した場合には、そのAEDが使えないという状況が出てまいりますので、今後、そのあたり、どこに設置をしたほうが一番効果的かということまで含めて検討をしていきたいと思っております。

○議長（榊川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ぜひ設置場所の検討も——設置されておっても使えなきゃしょうがありませんので、どうしたらみんなが平等に使える体制ができるかというのはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、教育の関係でもお聞きしましたけれども、年に1回、9月ぐらいにやっているということじゃ少ないと私は思うんですね。ですから、ぜひ頻度をもうちょっとふやしたり、本当にもしものことがあったときは十分対応できるかと、1分でも2分でも早く対応できるかという検証をされて、実のあるものにしていただきたい。というのが、大川の事故、知っていますか。ゴールポストが倒れて死傷したと。これも、ちゃんと点検はしておったんです。しておったけれども、点検内容のチェックリストもない、そして点検内容に漏れがあったということで、機能していなかったというそういう事例もありますので、やったということじゃなくて、本当に機能しやすい教育訓練がなされておるか、それをぜひとも頭に入れて今後に生かしていただきたい。これは、答弁は要りませんので、肝に銘じていただきたいというふうに思います。

それから、よその例でも、神奈川県の大和市なんかは、やっぱり運動場なんかで起きる可能性が強いということで、運動場に屋外式のAEDを設置したという事例もあります。そういうことで、設置場所とかそういうものもぜひとも十分なる検討をお願いしたいというふうに思います。

余り時間もございませんので次に移りたいと思いますが、備えあれば憂いなしということであり、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、万全を期するよう期待いたしましてこの件の質問は終わります。よろしく願いしておきます。

次に、空調設備設置工事について、これは検証が主体になりますが、お尋ねしたいと思います。平成28年12月議会の一般質問で、特に吉井中学校では、6月より教室の温度と湿度が異常に上昇し、夏休み前より教育環境が著しく悪化することに鑑み、両中学の空調設備設置工事は、従来の発想を変えて、連休以外の土曜日、日曜日を使い、夏休み前の6月ごろまでに完成するよう強く求めていたので、実施時期を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

空調設備設置に伴いまして、ランニングコスト、つまり電力費用の増額が予想されますので、省エネ活動とかその教育を含めた対応をどのようになされているか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 中学校教室の空調設備設置工事についてでございます。

1点目が、6月までに完成させるよう強く求めていたが、その結果についての御質問でございますが、平成28年10月に、学校施設環境改善交付金の内定をいただき、11月から設計に入り、2月末に設計が完了いたしました。3月に一般競争入札の公告を行い、4月3日に工事請負契約の締結をいたしました。工事につきましては、生徒や授業に支障とならないよう土曜日、日曜日、祝日、放課後を利用いたしまして工事を行い、平成29年6月26日に完了検査を実施し、翌27日から空調設備の稼働を開始いたしました。

2点目の空調設置に伴う省エネ活動や教育等を含めた対応策についての御質問でございますが、空調設備本体の省エネ対策としましては、デマンド制御機能のついた集中リモコンを設置いたしまして、学校全体の最大需要電力の跳ね上がりを抑制し、電気料金の高騰を抑えています。

省エネ活動や教育等につきましては、空調設備の稼働の目安や期間、設定温度や既存のカーテン及び扇風機の有効活用、また、健康への配慮等をまとめた空調設備運用指針を作成いたしまして、両中学校に、省エネの方法や取り組みについて指導を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 省エネ活動につきましては、しっかりやっていただきたい。幸いにして吉井は扇風機がついていますよね。あの扇風機とクーラーを併用すれば、より効率的だということふうに思います。

それから、その取り扱いの中に入っていると思うんですけども、ピーク電力は高ければ高いほど電気料が高くなりますので、できるだけ同時にオンするようなことがないようにですね。で

できれば、徐々に何分かつ変えていくような、だから、起動時が一番電力も高くなるそうでありますので、そういう点もぜひ頭に置いておいていただきたいなというふうに思います。

近隣では、広川町が土日を活用してやったと。工事をして、夏休みを避けることができたということも聞いておられて、それを求めておったわけではありますが、ことしの3年生に、おかげさまで間に合って、快適な環境で勉強ができた。つまり、夏休み前の1カ月間、約1カ月間ありますが、クーラーが使用できたということは非常に大きいんじゃないかというふうに思います。前任の課長と担当者の強い決意と努力を高く評価したいというふうに思います。私も、6月28日だったと思うんですが、吉井中学校に校長の案内で授業風景を見て参りました。非常にすがすがしい快適な環境で勉強しておりました。大変うれしく思った次第でございます。

こういうふうに、今までは大きい工事は夏休みしかできませんという既成概念で進めておりましたけれども、そういうことを打破して新しいやり方をやっていただいたということは、今後ぜひ生かしていただきたい。例えば、何年後かわかりませんが、小学校にもいつの日かそういうクーラーの設置がされるかと思いますが、それに大いに生かしていただきたい。そのためのノウハウをびしっとまとめて、次の人にも申し送られるように、書類できちんと整理をしておっていただきたいなというふうに思います。

今回の取り組みで、特に大変だったなど、思わぬ想定外のことが起きたということがあったらお聞かせ願いたい。

それから、こういうことでコストダウンに寄与できたんじゃないだろうかという事例があったら、参考までにお聞きしたいというふうに思います。今後に生かしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 一連の工事の中で、特に想定外のことが起きて工事の進捗状況が遅れたと、そういった報告はいただいておりません。学校、あるいは業者の方、教育委員会で話し合う中で、例えば学校は、学年単位で校外活動をいたしますので、そういった際は、平日であつてもその該当学年の工事が進められたと、そういう細かな打ち合わせをやっていったことがよかつたのかなというふうに思っております。

それから、先ほどの御質問のコストダウンというのは、いわゆるデマンド機能あたりのことも含めてかと思いますが、空調設備に制御をかけ、最大需要電力が跳ね上がらないようにすると、こういった基本的なところを行っておりますので、取り組みはこういう形でもやっていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 参考までに、1教室当たり平均して何百万円ぐらいの費用ででき

たか、これは課長しかわからないかな。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、手元に資料がございませんので。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それと、小学校への拡大であります、ムードに流されることなく、確かに温暖化、暑い、冷やしてやりたい、気持ちは私もあります、小学生も大事ですから。しかし、財政状況、費用対効果、優先順位などを慎重に検討して、十分に熟慮して、そして小学校への拡大時期を決定していただきたいなど、これは希望でございます。

それから、大事なことでありますが、環境改善とは言え、多額の投資をしている。数千万円の投資をしているわけでありますので、目に見える効果を期待しておるわけでございます。現時点で考えている予想効果の内容を数値でお聞きしたい。というのは、うちだけじゃなくて、よその自治体もいっぱいやっておりますので、よその自治体の状況も把握されておると思っていますので、そういうことをお聞きしたい。とりあえず答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 他自治体の空調機設置後の取り組み状況かと思えます。

自治体によっていろいろでございます。例えば、夏休み期間を短縮して2学期を行っているとか、空調を入れたけれども、短縮していない自治体等もございまして。現状で申しますと、吉井中学校、浮羽中学校、1学期に台風と、それから大雨のために学校を2日間閉校いたしました。その関係で、夏休み、吉井中学校のほうで午前中4日間、浮羽中学校のほうで午前中3日間、8月末に登校して授業を行っております。このようなことができるのも、空調設置の効果ではないかと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それも一つの効果であります。災害時の休校の補充ができやすいのも一つであります、私が申し上げたいのが、久留米市とか八女市、柳川市とか筑後市、福岡の数市であります、4日から1週間ぐらいの夏休みの短縮をしていると。そして、学力向上とかそういうものに充てているという情報も出ております。

それから、御存じのように日田市では空調設置に伴い1週間短縮して、それを授業に生かして先生に余裕ができた、生徒と向き合う時間がふえたために、それだけじゃないとは思いますが、不登校の子が3割も減少したというような事実が新聞に載っておりました。そういう夏休み短縮の効果が出ておりますので、ぜひとも何日間かはこれのほうに充てていただいて、やっぱり子供は学力なり学校で教育していただく時間が欲しいものですから、そういうに充てていただきたいという要望がありますが、いかがでございますか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の点は、学校の教育課程をどのように編成するかということでございます。

学校は、平成32年度からの新しい学習指導要領の中で、小学校の授業時数の増加等の課題も抱えております。そういったことも総合的に勘案しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 成果の先送りは避けていただいて、早取りだったら大いに歓迎でございますので、やっているところが多いようでありますので、中学単独でもやっている。例えば佐賀県の神崎市は、小学校はやっていないけれども、中学だけでもやっている。それをやろうと思えばできると、短縮できるという実績も上げておりますので、ここですぐ答弁できなくても、積極的に——そして指導要領ができる前でもいいじゃないかと。1年早ければ1年その分、卒業される生徒も長く勉強できるわけだから、そういうことを一刻も早くやっていただきたいという希望がございます。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど申し上げましたように、実際問題としましては、浮羽中学校3日、吉井中学校4日の授業を実施いたしております。そういったことも勘案しながら検討してまいりたいと思います。（「はい、どうもありがとうございました。これで終わります。」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） これで9番諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、質問を始めさせていただきたいと思います。

質問する側は、1時間という時間が非常に短く感じますので、早速、質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まずは、朝倉市、東峰村、日田市を襲った豪雨災害、まさに目前に広がるすさまじい惨状でございます。5年前の我がうきは市も、中山間地を中心に被災いたしましたけれども、私も筑後川

を隔てて、杷木町とも身近な位置関係にあります。今なお降り続く雨、聞こえる防災無線、それからメール、おびえながらお過ごし的心情を察するところでもございます。

私ごとですけれども、この災害で杷木町の、それから朝倉市、親戚、知人等も2軒流されて、もう流出をしていますし、明るく日からは、早速泥上げに重機を持っていったところでもございます。また、その後、時間があるごとに杷木町の行ける部分、親戚のほうには深い山まで登りまして、まさにその現実を見たところでもございます。いわゆる、今37名の方がお亡くなりになりまして、また、行方不明者が4人ということでございます。心から御冥福をお祈りいたしまして、被災した多くの方々に激励とお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

1点につきましては、うきは市防災（避難）対策及び対応についてということを一つのテーマにいたしております。

まず1点が、7月5日午後5時過ぎ、気象庁が発令した大雨特別警報を受け、市長が発令した避難勧告、指示に対する住民の避難行動、避難計画及び災害時避難行動要支援対策の実効性を問うものでございます。この件につきましては、昨年9月議会の私の一般質問及びさきの6月議会における総務産業常任委員会報告書を参照するように通告をいたしておるところであります。

2点目は、土砂災害危険の論評では、今回の教訓を具体的な避難計画に生かすため、土砂災害防止法に基づく危険箇所の総点検を指摘されております。このうきは市の対応をお伺いいたします。

3点目は、今回の災害において、特に隣接の杷木地区では、恐ろしくて、もうここには住めないとの声を被災現場等で多く耳にいたします。現実、うきは市の空き家や空き地、さらには放棄された果樹園、農地などを求める動きが見られますが、市長はこれらの被災者の心理、行動をどう受けとめ、隣人としてその救済をどう図るべきか、被災者の立場に立ってその見解をお伺いいたします。また、不動産業者等が買い占めに動く情報もございますが、その対策をお伺いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市防災（避難）対策及びその対応について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、避難勧告、避難指示に対する避難行動及び災害時避難行動要支援者対策の実効性についての御質問であります。市が住民に対して発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示は、気象庁及び福岡県が発表する情報等をもとに、市の発令基準に基づき発令をしているところあります。今回の場合は、気象庁で平成25年から運用が開始された大雨に関する特別警報が初めて発令されたこと、また、時間雨量110ミリを超える雨が降っているであろうという記録的短

時間大雨情報及び土砂災害警戒情報が発表されたため、土砂災害警戒区域のある地区に避難勧告から避難指示、その他の地区に避難勧告を発令いたしました。

しかしながら、7月5日にうきは市で観測した1時間の最大雨量は、田籠観測所で16ミリ、つづら観測所で12ミリ、妹川観測所で10ミリと、雨量が少なかったこともあり、住民の避難がなされなかったのではないかと思います。

議員からは、昨年9月議会の一般質問及びことし6月の総務産業常任委員会調査報告において、避難勧告等の実効性について御指摘をいただいております。市では、気象庁より土砂災害警戒情報が発令されましたが、土砂災害危険区域に対して避難勧告または記録的短時間大雨情報、あるいは大雨に関する特別警報が発表されましたら避難指示を発令すること等を基準としております。避難勧告等の実効性は、これら市からの勧告や指示の意味合いを住民の方がどれだけ理解し、具体的な行動をとっていただくかにかかっていると思います。そのことから、常日ごろからの防災についての学習や避難訓練の積み重ねが重要であると考えているところでございます。

なお、避難勧告等が発令された場合、消防団が当該地域を巡回広報することとしているところであります。

また、災害時避難行動要支援者に対する対策でございますが、昨年度、災害時要支援者名簿を作成し、区長、自主防災組織、自治協議会、民生委員、消防団等、関係者に配付し、災害時の支援をお願いしております。さらに支援の実効性を高めるために、年度内を目途に各区長には要支援者個人ごとに支援者を決めていただき、来年6月ごろの次回名簿更新の折に反映させたいと考えております。

2点目が、土砂災害防止法に基づく危険箇所の総点検についての御質問であります。福岡県は土砂災害防止法に基づき、県内の土砂災害の危険のある地域を調査し、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある地域を土砂災害警戒区域として指定するように定められております。また、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊等が生じ、住民の生命または身体に著しい危害を生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別区域として指定しなければならないように法的になっております。

平成29年7月末現在、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の両方の指定が完了しているのが全国で13府県で、福岡県も既に指定が完了しているところであります。また、久留米県土整備事務所河川砂防課の話では、震度4の地震が発生した場合、主な土砂災害の危険箇所を点検し、震度5の場合には全ての土砂災害の危険箇所を点検しているということでございます。

3点目が、九州北部豪雨災害における朝倉市の被災者に対する救済措置についての御質問であります。今回の記録的豪雨大規模災害につきましては、朝倉市、東峰村、添田町、大分県日田市では、甚大な災害が発生し、37名の方々の尊い命が奪われ、4名の方々がいまだに行方不明

の状況であります。議員からは、朝倉市、特に御指摘の杷木地区の被災現場の話がありました。あの状況を目にしますと、実際に災害に遭われた方が、もうここには住めないと言われる気持ちはよく理解できます。災害に遭われた方は、基本的にはもと住んでいた場所、あるいはその近くで安全な場所に住みたいと思われているのではないかと思います。

うきは市としまして、今回の災害に対し、被災地に最も近い自治体ということで、できることは何でもやるという気持ちで支援をしてきており、職員の災害派遣はもとより、市民の皆様からの物資支援、温泉の無料開放、消防団による行方不明者の捜索、市営住宅の提供、ボランティアの方の宿営地の提供や流木、土砂の撤去に伴う搬入受け入れなど、さまざまな可能な限りの支援を行ってきているところでございます。

御指摘の被災された方への住まいの支援であります。これまでも市営住宅の提供など、最大限の支援をさせていただいておりますが、今後とも被災者の気持ちに寄り添って、できる限りの支援を行っていかねばならないと、このように思っております。

市内の不動産事業者の情報によりますと、朝倉地区及び杷木地区から一定の相談があっているようではありますが、これまで多くの物件を提供した結果、現時点ではあいている売り家、貸し家はほとんどない状態になっていると聞いておりますので、今後、市としましても空き家バンクの活用など、しっかりした対応を図ってまいりたいと、このように思っております。

また、放棄された果樹園、農地などを求める動きについてですが、今のところ朝倉、杷木地区からうきは市への農地を求める声は届いておりません。もし御要望があれば、希望者の御意向をお聞き取りした上で真摯に対応していきたいと考えております。

なお、農業委員会では農家からの農地流動化申し出により、売りたい、貸したい農地の情報もありますので、その活用も図っていききたいと考えております。

なお、不動産事業者の買い占めについて御指摘がありました。私ども、今時点、そのような具体的な情報はつかんでおりません。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 御答弁いただきました。

そうですね、身近なところですから杷木町だけを例に挙げておりますけど、実は私の身近な隣に2軒、1軒は立派なおうちですけれども、もう早速2世帯が入って、この間、道路愛護にまで参加いただいて、皆さんの前で御挨拶をいただきました。ありがたい、住民の皆さんも拍手でしっかり激励をしたところでもございます。そういう状況でございまして、ただ残念なのは、市長にもちょっと話したと思うんですけど、私どもの近隣の大きな病院の中で、杷木町の住民の方と思われまうけど、うきは市の対応がちょっと冷たいかのような話が広がっているということでございますので、市長がしっかり今、限りにおいてその辺の支援をしているということについて

は、やはり声をそろえて、議会も申し上げる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それで、きょうの防災のポイントは、最初の1問目に絞りたいと思います。傍聴者の皆さんもいらっしゃるから、ぜひ、私も防災を長年やってきましたけど、御理解いただきたいのをまず申し上げたいと思います。

防災に今、市民協働推進課のほうから対応いただいております。大変、過酷な任務であります。担当職員は警報が出るなり、年中拘束されている立場にあります。これは重々わかっております。一旦、災害危機の場合は、もう現場を、かなり内容は変わっていると思うんですけど、とにかく被害が出始めたならば、住民からの、消防署の通信もそうですけど、一斉に市民からの非情な思いが伝わってきます。同時に県、それから報道機関、とにかく矢継ぎ早に集中的に取材攻撃があります。そういうことで、5年前は相当な初めての経験だったから、大変なパニックになったというふうに承知をいたしております。これは計画が進んでもなかなか難しい面があるというふうに思っております。

これがなかなか市民には、執行部の対応というのは見えないがために、結果論だけをつかまえて私は言うつもりはありません。きょうはみんなで防災を考えようという意味合いで質問をさせていただいております。

1つの例ですけど、私の全国の同僚が、阪神大震災以降、防災監という新たな防災のかなめの職が都市部にできました。ありがたく就任したんですけど、さっき言ったように、24時間拘束、年中拘束、酒も飲めない、心理的に大変な立場でございまして、結果的にはやめざるを得ないという話を幾つも聞いていますので、参考までに申し上げておきたいと思います。

そこで、本論に入りますが、全国各地にまさに自然災害の猛威が襲いかかっています。朝倉が終わったといたら、今度は新潟、秋田ということで、報道はまたそちらに目を向けるというふうな状況でございまして、そこで私の経験則からすると、今や防災の応急対策はいかに避難、避難一点に集中して考えるべきだというのが結論です。そして、今回の議会の冒頭に、市長は行政報告で、今回のような大規模災害に対応できるような防災対策を根底から見直したいという報告がございました。ということではありますが、正直、私として、今回のきょうの質問の論点は、災害の危機につきましては規模等にかかわらず、うきは市の防災対策は本当に5年前の教訓が生かされているのかどうかということが1つあります。

もう一つは、私が見たうきは市の防災は、行政の立場にとどまって、市民の立場には立っていない。ここなんです。避難の実効性という結果を捉えると。だから、もう大変な作業事務、激務の中ですけれども、目的とするのは、住民をいかに守るかという1点になりますから、そういうところでございまして、この実効性について、ぜひ皆さんと考えたいと思います。

そこで、後で申し上げますけれども、総務産業常任委員会、防災が所管になっておりますが、梅雨期の災害を予期して4月に開催いたしました防災所管の市民協働推進課との調査、検討におきまして、これら現実的な問題等を指摘し、対策を求めておりました。先ほど市長が申し上げたとおりで、お読みいただいているというふうに思います。それが今回の勧告はまだしも、避難指示が発令されても、結果として、避難した住民は土砂災害等の危険区域であってもほんのわずかな方でした。うきは市の、これ何月号ですかね、広報うきはの中に市内11カ所に開設した避難所は、延べ71世帯、102人が避難しましたというふうに入っていますから、それはそれで、記事をお読みになった人はそういうことだなということと終わると思いますけど、そこに大きな問題があります。そういうこととございますので、この新聞の報道でも避難所利用は0.6%、これは西日本新聞にすぐさま上がった報道です。避難所利用は0.6%、なおかつ避難勧告、指示を出す自治体の苦悩ということも当然理解しております。私は一定基準を満たせば、これは今までの経験則も含めて、空振りは大いに結構だということは、はっきりそのとおりです。

ただ、出した以上はどうフォローするか、行政の責任がそこにあるということになりますですね。特に申し上げたいのは、後で、次の質問者が藤田副議長でありますので、具体的な福富の件のお話が出てくると思います。私は総論的にこの質問のほうはさせていただきたいと思います。

そこで、あれはいつやったですかね、7月災害後の福富コミュニティーで、議会報告会に行つてまいりました。そこでの話をそのままお伝えしますけれども、ただ、先ほどの雨量が少なかったから避難行動を起こさなかったんだろうという市長の話ですが、それは違います。誰かが屋内におれという声に皆さん従ったということで、群集行動の心理は、誰がそこで責任ある人が発動するかによってひっくり返るような問題が出てくるということを御認識いただきたいと思います。

福富のコミュニティーは、避難した人はたった2人だそうです。なおかつ、あそこ初めてコミュニティーの中に入りましたが、土のうが積んでありました。浸水地域だそうです。そして、あそこの延寿寺川はもう正直怖いという話も明確にありました。それから、この一番核心は、福富地区の人口は約4,000人、その中でたったお二人。市長は避難指示を出すということは、言葉をかえれば避難の命令ですからね、当然、この人たち4,000人が押し寄せてくるということを前提に、想定してその対応を考えておかなければなりません。

ただ、後でやろうと思いますけど、ここにうきは市の防災マップがあります。それから、毎年の水防計画書にも特別土砂警戒区域も明確に記されている。土砂計画でも404カ所、特に福富校区には相当危険な地域がずっと連なっています。ということは、4,000人の方はその危険な区域の道路を歩いてコミュニティーに避難せないかんような計画でもないでしょうけど、結果論として、そういうことになっているんです。だから、言いたいのは、行政の立場の防災対策であって、市民の対策になっていないということを指摘したいから、ここを改善してほしいんです。

もう一つ言うなら、4,000人がコミュニティー、屋形から冠・八竜から、危険な道路を
通って、あり得ない。ならば、ちょっと考えれば、歩いていくあそこも確保しとつてもいいん
じゃないかという考えが当然、真剣に考えるならば、住民の立場なら考えることができるはずな
んですけども、いかんせん、防災は大変だけれども、そこまでの考えにとまっているというの
が、私は防災を長くやってきて、ちょっと考えられないというのが現実です。そこを指摘したい
と思いますが。

それから、ちなみに久留米市の例も、久留米広域消防本部から聞きました。あそこの県道沿い
すそ野の道路にある消防団の詰所、避難所、あそこはもうその危険から離れた場所に建てる計画
が進んでいると。うきは市はそういう計画があるのかどうか、考えがあるのかどうか、その辺も
当然関連をしてみたいです。そういうことで、ただ、避難勧告、指示については、災対法の60
条に規定されまして、解説にも強制執行権はありません。あくまでも住民の皆さんの自己責任で
す。だけれども、やはり行政の立場、権限ある立場は、やはり目的を達成し得るだけのことを最
大限考えて措置を図るという責任義務はあろうかと思しますので、その辺は今後、よろしく取り
組みをお願いしたいと思します。

今、申し上げたことを含めて、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、防災対応、数々やらなくてはいけないですが、や
はり一番重要なのは、市民の皆さんが災害から逃げる、逃れる、これは議員と認識をまさに一致
するものであります。そういう中で、国が今、逃げおくれゼロということをキャッチフレーズに、
いろんな防災の対応の見直しが図られております。

思い返しますと、一昨年は鬼怒川が決壊して、あんな悲惨な状態になりまして、昨年は台風
10号の影響で東北、北海道に大変な被害をもたらしました。やはり今まで、人間の力を過信と
いうか、人間の技術力で堤防等を構築して、災害から守るという施策で来ていたんですが、今後
は、自然には人間の力ではやっぱりかなわないんだと、そういう中でまず人命が一番大切だと。
したがって、逃げおくれゼロということが今国のほうも叫ばれておりまして、まさに水防災意識
社会の再構築ということを進めておりますので、うきは市もこの再構築にのっとり、住民の皆
さんといろんな各種の協議をさせていただいているところであります。

そこで、やはり一番重要なのは避難勧告、避難指示を適切にどう発令をするか。これは自治体
のトップに委ねられております。私はいつも365日、「災害時にトップがなすべきこと」とい
う書籍をいつも持ち歩いて動いておりますが、まさに私に課せられたのは、空振りはあるも見
逃し三振はない、この気持ちでこの発令についてはしっかり対応していきたいと、このように
思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もうお考えは、当然ながら一致をいたしております。

そこで、先ほど言いましたけれども、うちの委員会、総務産業常任委員会がことしの梅雨期を想定して、4月25日に開催をいたしました。テーマは、防災（避難）対策に関する調査、課長と一緒に議論したところであります。その調査の中でメインとなったのが、避難勧告、避難指示を発令した場合における避難体制の実効性そのものでした。

ここに、このことについてはいまだ回答が得られておりませんが、この議会の中で、この問題について回答を求めた件については、課長のほうからその回答をしたいという申し入れを受けていますから、うちの委員のほうには皆さん話をいたしております。ただ、この中で私が、もうお読みになったと思いますけれども、まず、11の市が所有するコミュニティーを避難所としておりますけれども、高齢者等を考えると、見なれたというか、身近な公民館のほうの実効性が高いですね。その辺も可能な限り容認する方向にしていくべきじゃないかというのが1つです。

それから、区長さん方から福富も出ましたし、御幸からも出ました。区長の委嘱が解かれました。だから、こういう災害に対して誰が責任を持つのかと、誰しも区長さんが中心であるけれども、責任の問題になると怖いと。これを何とかしなければならぬということが大きな1つです。

そこで申し上げますけど、この解決策の基本として、この委嘱を区長さん解かれましたけど、事防災に限っては、自治協会の会長と区長さんにはやっぱり市長の委嘱を検討しないと動けんのですよ。そして、一番この本部から適切に情報が到達し、また情報が入ってくるような体制をもう一回考えないと、区長さんは委嘱廃止した、俺はもう委嘱ないので責任は持ち切らんと、そういう現実なんです。そしたら、やっぱり11の各地区の指令塔としては自治協議会の会長にまず権限を委嘱して、そして各区長、158区の区長さんに分任するような仕組みをつくらん限りは、これはなかなか区長さんの話を聞きよっても、現実的にこういう対応というのは難しいというのが私の率直な思いであります。

それから、あと1つは、大事なところですけども、先ほど市長からも避難行動要支援者の話がありました。結局ですね、個人情報、区長さんが自分の区に誰がどこに何人住んでいるかも、名前も知らんけど、わからんと。だから、さっきの話と、区長さんはもう責任持てないという話に直結しているんです。だから、そのあたりをうきは市の個人情報保護条例の第9条第3項第4号を見れば、こういう人命にかかわることは同意も必要ありません——3号の。4号は、審議会に諮って、事人命にかかわるようなことをお願いして、だから必要な情報は出してやらんと誰も責任持たない。そして、課長のほうにも、これは優先するから早目に情報をくれということでしたけど、弁護士さんの都合がつかないから、ちょっとおくれました。それげな、尻切れとんぼです。熊懐事務局長を通して回答を求めたけれども、ありませんでした。ここんにきが防災を

どう認識しているかの問題があるということ、申しわけないけれども、私は指摘をしておきたいというふうに思います。あとは、今議会の中で回答いただくということで、この辺にとどめたいと思いますが。

1つ、市長に聞きたいのは、協議会の会長と区長さん、その辺の考え方はどうですか。今回答えるのはなかなか難しいかもしれませんが、それをやらんと市民は守れないと、私は思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大きく2つの御指摘をいただきました。要支援者名簿については、所管課長の市民協働推進課長にこの後答弁をさせますが、前段の自治協議会会長、あるいは区長さんに委嘱、そのことに対する委嘱をということになります。そうしますと、やり方はいろいろあるかもしれませんが、形だけ考えますと、委嘱をすれば協議会の会長も、区長さんも、特別公務員になる。行政に巻き込みなさいというふうに捉えるところがあるんですが、その視点でいくと、ちょっと違うんじゃないかと私は思います。

やはり災害時には、基本的に4つの大きなパターンがあって、まずは初動対応、そして応急・復旧対応、そして復旧、復興と4つのステージがあるんですが、一番重要なのは初動対応なんです。これは必ずしも公助が働きません。もう、議員みずからがおっしゃっているように、市民の皆さんにみずからの命はみずから守りましょうと先ほど述べられたとおりでと思います。やはり初動時期には、自助、共助、隣り合って誘い合う共助、これが一番重要でありますので、我々は今後、いろんな自治協議会、あるいは行政区に出向いて、この防災のあり方、今後ずっと詰めてまいりますけれども、特に発災当時の自助、共助のあり方についてはしっかり市民の方に訴えていきたいと思っています。

そういう中で、自主防災組織をつくってくださいというお願いをしているんですが、そういう枠組みの中で、形じゃなくて、もっと何か行政とのつながりをどうしたらいいかというのは、今後いろんな議論の中で出てくるかと思っていますので、しゃくし定規的な行政に取り込むような話、ちょっと私が勝手かもしれませんが、それはいろいろ考え方があっていいかと、このように思ったところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長の立場として、答弁の概念というのは理解します。ただ、現実を捉えていった場合に、もうそういうことなんです。だから、これは指摘というか、これもしておきますから、それが委嘱的なものが制度的なものでだめなら、それに匹敵するような効果を出す何かを考え出さないと、市民は動かないという現実があることだけはしっかり踏まえて、早急に検討をぜひやってください。じゃないと、また同じ繰り返しですよ。

最後に、もう30分、30分でしたけれども、時間がここまで来ました。それで、もう一つは、避難行動要支援者、これは名簿を初めていろいろ御相談してありましたら開示をいただきました。この災害時要支援者名簿ですね。これは、各区長さんと民生委員の方、ほか消防団にも配られていると思うんですけども、名簿をいただきました。はっきり言って、この件についても一般質問で、これが本当に有機的に機能するかどうかということをしてまして、今回も全く機能しておりません。これはもう確認してきました。

そして、このことのお願いということですが、お願いで誰が動くのか。これは区長さんなり民生委員の方をきちっと集めて、これだけのお願いであっても説明をしたのかどうか、その辺はどうですか。それをちょっと確認しとかんと、区長さんも全然、この名簿はもろうたけど何もわからんと、御幸でもはっきり出ました。こんなんで何になるかという話になりましたから、そこをちょっと確認しとかんと、市長はここで私の質問が終わったら、ちゃんとこうしていましたよということは皆さん全部そう思う。しかし、実態はそうじゃない。その辺をきちっと押さえていかないと、幾ら立派な計画を立てても実効性がないなら何にも機能しない。そして、今メディアのほうは、今度の災害があって避難の勧告を出しました、指示を出しましたという報道だけなんです。どれだけの方がこの避難ですね、権限発動に対して対応して行動したかというところは、今メディアはそこまでは追及していないんです。今からはそこに入ってくると思うから、なお申し上げているんです。そのあたりの避難行動のあれが、ぴしっと対応、どういう対応をしてきたのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課長の瀧内でございます。

災害時の避難行動要支援者名簿等々、災害における避難の実効性について御質問がっております。

まず、名簿の中身といいますか、作成した折の周知徹底でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいますように、この名簿につきましては、各区長、自治協議会長、消防団等、関係者の方々に配付をいたしました。自治協議会のほう、並びに民生委員さんのほうには会議の折に御説明をしたところでございますが、区長さんに直接の御説明は、自治協議会を通じてということで考えておりましたので、そこについては直接の説明はされておられません。

それから、先ほどの御質問の中の個人情報審査会の関係でございます。

これについては、避難行動に使用するための高齢者の避難情報を開示していただきたいという申し入れがございました。この避難要支援者名簿につきましては、高齢者の中の、あるいは障害

を持たれた方の中の自分の情報をオープンにする、開示してもいいですよという同意を得られた方のみでございますので、審査会のほうにお諮りをいたしまして、避難行動に必要な方の高齢者の情報については開示の了解を得たところでございますが、総務産業常任委員会等からも指摘をいただいております実際に避難をするときには、もうほとんど、いわゆる全住民情報が必要になってまいります。この全住民情報になりますと、個人情報をお区長さんのほうに差し控える、お上げしなかったときの経過がございますので、いわゆる個人情報の保護の観点と避難行動の情報、これの兼ね合いで、今内部でも検討を続けているところでございます。もう少しお待ちいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もうあと20分になりました。しかし、大事なところですから、ちょっとだけ。

今、課長のほうから答弁がありました。区長さんのほうには直接はしていないということだというふうに、もうそれでつながりました。だから、これをどうすると。私は東高見というところに住んでいまして、6区を自主防災組織でくくって、もうかなり本格的な活動をしています。すると、御幸のほうもかなり、あれは前はコミュニティー立ち上げの第一人者で古賀先生のほうが計画書をつくって、私もいただいています。そういうところで、ほかもやっているかもしれませんが、私が知っているのはこの2つです。

それで、全住民の情報を区長さんになぜもらえるのか。名前がだめなら、何人住んじよるかだけでもいいと、年齢と。そこまで話があるんですけど、今の話で、高齢者、障害者ということにとどまると。これは質問の審議会の上げる趣旨がちょっとずれているんじゃないかというふうに勝手に思うんですけど。そういうことはなかろうと思うんですけども、ぜひその辺をしっかりとしないと、なかなか市民の命を助けるなんていうことは無理じゃないかというふうに思っております。

それから、もう一つ、この避難行動要支援者、これはもう一つ、福祉事務所の見守り事業、基本的な同じ軸の中にあるんですよ。これを別々にしているんですよ。見守り事業は登録して同意を得た人の関係と、民生委員がつながって、真面目なうちの近くの民生委員さんは一軒一軒尋ねてから情報をとっています。ほかの人もしとるとねと言ったら、さあ、多分しとらんでしょうと。区長もそうです。だから、言いたいのは、私の区では、御幸もそうでしたけど、29年度東高見地区自主防災組織計画の中に、このもらった名簿、各区の、この方を区長を支える評議員というスタッフがおります、小さい小字ごとに。その人たちが災害時の避難勧告でも避難準備情報が出たら訪ね歩いて、近くの公民館に、市のほうがまだはっきりしないなら、とりあえず安全な地域

に避難させようという計画が具体的に現実でき上がっちゃうんです。だから、そういうことを実質的に、市が大変でしょうけど、何らかの方法でやらないと、結局、避難勧告・指示が出ました。誰も行動しないというものは改善できない。その点、努力すべきだというふうに思います。

ちょっと時間が過ぎましたので、総合的に、短い市長の答弁、コメントをいただいて、この件は終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 防災に対しては、常日ごろからの備えと訓練がいかに重要かということですので、そういう線で、大石自治協議会については、そういう自主防災組織、いろんな計画ができてきておりますので、これを全域に広めるようにしっかり対応してまいりたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、防災がちょっと長くなりまして、あと17分しかありませんが、次も非常に重要な課題でありますので、ただ、この場で17分でどうこうという話じゃありませんが、まずは進めさせていただいて、足りない部分は次回にまた継続させていただきたいと思います。

それでは2点目は、うきは市役所の組織体制及び人材育成・確保についてでございます。

1点目、これまで職員の定年年齢の引き上げなど、国の制度改革等により、今後10年、急速に細るうきは市職員の年齢構成においては、幹部早成——早くなすということですね、幹部に早くなす——によって固定人事等から生じる組織力の停滞、低下が懸念され、現行制度の特例、再任用制度、勤務延長制度等のみならず、組織の先進的かつ総合力向上に向けた組織改革に着手する好機と捉えるが、その見解と対応をお伺いいたします。

2点。うきは市の命題とする、うきは創生は、独創的な戦略とその実現に向けた職員の総意にかかっており、前1で述べましたことを基軸とする原動は人材育成にあります。その具体的な方策をお伺いいたします。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市役所の組織体制及び人材育成・確保について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、組織改革への見解と対応についての御質問であります。現在、市職員の年齢構成については、議員より御指摘がありましたとおり、10年後の市職員の年齢構成を見ますと、55歳から60歳の職員数が激減する状況にあります。市役所の組織体制をどのように維持していくのか重要な課題であり、その対応は急務となっていると認識をしております。

本年9月1日の新聞報道によりますと、政府は、現在60歳の国家公務員と地方公務員の定年

を65歳に延長することで検討に入り、2018年の通常国会に国家公務員法改正案の提出を目指す、このように報道されておりました。この法案が可決されました場合、うきは市の職員の年齢構成から想定しますと、14年から15年間は管理職として業務に当たる状況となることが想定され、議員の御質問にありますように、人事等が停滞しないような対策を講じる時期が来ていると考えております。

このため、市役所の業務執行体制についても、今ライン中心の課単位から、スタッフポストのチーム体制の見直しなど、社会情勢や刻々変化する課題に応じた柔軟な執行体制の構築等についても検討していく必要があると考えております。

なお、通告書にあります現行制度の特例に関しましては、うきは市条例のうきは市職員の再任用に関する条例に基づき対応を実施しております。また、うきは市職員の定年等に関する条例の運用につきましては、運用実績がないことから、近隣市の対応等の確認とあわせ、国が進めております公務員の定年延長に関する法案の動向を踏まえ、また検討させていただきたいと考えております。

2点目が、人材育成に対する具体的な方策についての御質問であります。うきは市におきましては、限られた人的資源でさまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、効果的な組織体制づくりが求められているところであります。そのため、今後の人材育成におきましても、まずは職員一人一人が職務経験を積み重ねながら、専門性の向上を図ることができるよう、計画的な人事配置や人材育成研修を通じ職員の育成を促していくことが必要と考えております。職員には、行政品質のさらなる向上が求められ、それは市民の福祉の増進に資するためであり、市行政の効率性、効果性のより一層の改善が必要となります。

今後、これらを達成するためには、職員一人一人の能力開発、そしてその能力を発揮させるような組織、運営システムが必要と思います。また、このような課題解決に向けて、職員採用試験の募集方法の改善策として、福岡県市町村職員研修所が行う市町村職員採用試験改善事業に市としても参加し、現行の採用試験の改善を図り、市が求める職員の確保に向けて検討を行ってきたところであります。

あわせて、ことし8月には全国市町村国際文化研修所が実施した研修であります民間企業に学ぶ人材確保・人材育成に職員を参加させ、民間企業が行う戦略的採用の知識、技術の習得にも努めております。近年、人口減少、少子・高齢化が進行し、常に社会情勢の変化を踏まえた柔軟な対応が求められる中で、専門的な知識や豊富な経験のある人材は市政運営に必要であると考えております。

今後におきましても、魅力あるまちづくりを進めていくため、職員の年齢構成などを考慮し、受験者確保に向けて受験方法の見直しなどを行いながら、求める人材の採用を通じて組織の体制

強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 概念的には当然、この現実が10年以上、年齢構成が細って、単純に考えると、もう若い職員でも課長になさざるを得ないと、何も手を打たなければですよ。これだけは絶対やめたほうがいいのかというのは、市長も共通した認識だというふうに思います。だから、こういう時期だからこそ組織をつくりかえる好機だということを私は申し上げているところでございます。

それで、これは総務省のネットから拾ったんですけど、地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会報告書。今、共通した認識が、まさに人口減少に伴ってこの20年、どう自治体の組織人事含めて変わってきたかとか如実になります。指摘もあります。やっぱり、まず組織としては、いわゆるピラミッド型がフラット型になってしまって、非常に責任を、課長さんたちは大変苦労していると思います。この質問については、皆さんそれぞれ定年が近づいている方はどうするかということが内心ではいろいろ思いがあるかというふうに思うんですけど、やはりフラット化の問題、それから、やはり全国的にいろんな事務事業を民間に委託するアウトソーシングがもうほとんどそういうふうになってしまっている。そこにまた、そこをいわゆる外注に出すなら、指定管理等に出すなら、その事業者をちゃんと指揮管理できる能力を持った職員がおらんと、ただお金つけて出したら、あとは適当にというふうなことはないでしょうけど、そういうのが多々、私感じます。そういうのが、今職員の皆さんは、年齢が細ってくる、そうすると合併当時、平成17年3月20日に合併しました、そのときの職員数から、いわゆる国のほうから集中改革プランということで、いわゆる団塊の世代が退職した場合に、また同じ繰り返ししないように職員の採用をずっと抑えてきた経緯が今のことになってきます。

それはそれで、それこそ三十数人、職員が減っているんです。今、職員の皆さん、もう国がどんどん新たな政策を出してから補助金が来たりします、政策は。それに振り回されるという現状もよくわかります。しかし、それはそれとして、それに対応して、せっかく有能な職員が192人、行政一般おるんですから、その中ではどうもならん人がおるかおらんや、気になるところがありますけど、一人一人生かさん限りは、こんな小さい自治体はどうもこうもならんんです。だから、逆手をとるならば、小さい自治体だからこそ意識の改革がしっかりできていくなら、これは隣の久留米でも、なかなかそれはおろそかにできないということは、私よくわかります。小さくてきらっと光るうきは市、能力のあるような職員がですね。と簡単に言いますがけれども、ここにいらっしやる管理職の方は、職員の管理問題、育成問題、いろいろ悩ましい現実だと思います。特に若い人たちの今、いろいろ報道される構造意識が、仕事よりも家庭、そういう話が再三いろんなところで出てきますから、そのとおりだろうと思います。昔は一緒になってチームで酒飲ん

で、人間関係、そして上下関係というのをきちっと、私たちもその経験の中で生かされてきましたけど、今はそれがない。

だから、市長の方針なり、そういうものがどこまで末端に伝わってきよるのかというのも非常に疑問です。ましてや、課長が言うたことがぴしゃっと通って手足のように動いていきよるかというのは、管理職の皆さんどうですか。みんな、僕は職員は、俺が言うたとおりぴしゃっと動いてくれると思っている方はどのくらいいらっしゃいますか。勇気を持って手挙げてもらったら非常に結構ですけど、なかなかこれは難しいですよ。だから、それを総合的にどうかしないといけないと思いますので、いろいろ申し上げております。

最後に、6分ですが、結論的なものをまず申し上げたいと思います。

要は、今後10年における――10年以上ですけれども、職員年齢構成、ましてや定年65歳への段階移行を考えると、この機において内外からの有能な人材を確保して、組織力の安定向上、特に職員育成を重点に、将来の幹部育成を図る好機と考えております。

具体的には、まずこれから定年を迎える幹部職員等の中から、今後とも組織には必要な人材を特例による勤務延長、または再雇用等でつなぎ、さらには外部から経験豊富で実績のある有能な人材、定年後の方でも結構でございますけれども、有能な人材を組織、職員の指導育成及び実務に配置をすべきじゃないかという私の考え方なんです。

きょう、市長どうですかと言っても、そう簡単に返ってくる答えじゃありませんけど、考えないかん1つの思いだと思いますので、それを受けとめていただきたいというふうに思います。

特に、具体的に言うと、この間、徴収対策室の白石室長ともちょっと話す機会があつて、ごめんなさいね、直接言いますけど、いわゆる澤田さんのすごさというのを御本人からも聞きました。前の課長、職員からも聞いています。関心持っています。例えば、そういう方を要所要所に配置していただくでも、職員の意識を変えるには非常に効果があるのかなという考え方です。

そこで、まずはきょういらっしゃる管理職の前で、やっぱり必要という人間はたくさんいると思いますけれども、ぜひその辺の特例を生かして、もう去年、おととしぐらいから再雇用も具体的に始まっておりますから、それは全国的になるんですから、当然結構だと思います。

ぜひ、私が今ここでうきは市に求めたい指導者というのは、やはり市長直轄で、組織をどう皆さんを取りまとめて、仕事の魅力なりそういうものに中心的な人がいらっしゃらなというのが1つです。

それと、実務的にはやはり、行政は法律、法制、ちょっとそのあたりがしっかり育てていかなければいかん現実かなというのは正直思います。でも、いろんな法律問題、議会もそうですけど、やっぱり法律をもって、法治国家ですから、そういうことをしないと議会も条例を提案していくということもやっていかないかんち思っていますけど、職員の皆さんもあの小難しい法律をどう

自分のものにできるかというのは、よほど勉強しないと、ほとんどの方が流されているんじゃないかなという気がします。

それから、経済、経営的な方、例えば、経済産業省から来ています重松参事みたいな方、防災も含めて、教育面では学力、学力と言いますが、教育長は生きる力というものを教育大綱で対等にやるんですから、学力ばかりの話しか聞こえませんからね、あと2分になりました。そういうことも思っております。

いろいろありますけれども、言わんとすることは御理解いただけると思いますので、あと2分、答弁を、市長と教育長から、同類のことですからお受けして、終わらせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきは市長を務めさせていただいて5年になるんですが、最初、頭痛めたのは、うきは市職員の年齢構成のいびつさでありました。まさに逆ピラミッドで、58歳、59歳、60歳にずっと集中していた形が、今後一転して、まさに理想形のピラミッド型に変わってきます。問題は、この移行期をどう乗り切るかということで御指摘のとおりであります。私は、決してマイナスには捉えていなくて、非常に職員に申しわけないことをしたんですが、年功序列だけで人事はやっておりません。適材適所でやっているつもりなんですけど、どうしてもそういう経験数があるもので、やっぱり年齢のいった方が管理職になるというウエートがすごく大きいです。そうしますと、その層が余りにも大きいために管理職を1期2年、あるいは2期4年で定年退職。したがって、私が進める横軸の人材育成が、なかなか1カ所の経験だけでは管理職として能力が加わってこない。それが幅が長くなるといろんな部署を経験して、文字どおり横軸を張った人材が輩出してくれないかと、こういう期待も持っております。

いずれにしても、今が一番大きな転換期を迎えていますので、しっかり市役所の組織のあり方については、副市長と一緒にあってしっかり考えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市の教職員の年齢構成も、市職員と同様の状況がございます。私が教育長になりましてから大事にしてきたのは、1つは専門性を高める研修ということで、うきは市独自の研修もさせていただいております。もう一点は、やはりどうしても学校の中だけで育つのではなくて、学校外のほうにも職員を積極的に転出し、交流を図ることで、さらに資質の向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（榎川 正男君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は、13時30分より再開します。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に、14番藤田光彦議員の発言を許可します。14番、藤田光彦議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 14番、藤田光彦です。それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして3項目の一般質問をいたします。1項目めは、豪雨災害の現状について、2項目め、豪雨災害の対策について、それから3項目めは、教職員の長時間労働についてでございます。

1項目めと2項目めの豪雨災害の現状、対策については、午前中、7番議員の方からの質問と重複することが多々あるかと思っておりますけれども、御了解いただきたいと思っております。

それではまず、1項目めの豪雨災害の現状についてです。

近年、日本全国で地震や集中豪雨、台風、竜巻などの大きな自然災害が数多く発生しています。また、国内のみならず、アメリカのテキサス州では、8月25日に上陸したハリケーン「ハービー」がアメリカ史上最大という例に見えないようなカテゴリー4ということで、風速69メートルを記録したということがございます。そして、直接被害が出ています。こういうことで予測できたにもかかわらず、避難指示のおくれ、それからダムの決壊、放流のタイミング等々のいろいろな課題を残したと聞いております。それからまた、きのうでしたか、フロリダ州にハリケーン「イルマ」がまた上陸して、今、テレビでもあっていましたけど、かなりの被害が出ているみたいで、避難命令が560万人に出ているということですから、日本と本当に規模が違うなということを感じさせてもらっているところでございます。

いろいろ課題がありますけれども、災害が起きた後によく聞くのに、予測できなかった、想定外、何十年に1回とか、未曾有のとか、地球温暖化現象などの言葉を報道でよく耳にします。ことし7月5日に九州北部豪雨がありましたけれども、この激甚災害を目の当たりにしまして、今、対岸の火事ではなく、危機感とか災害に関する認識というんですか、意識、それから関心が、うきは市民のみならず、増大されたと思っております。

そこで、1点目にお聞きしたいと思います。

気象庁の警報情報を踏まえ、災害対策基本法の第60条で各市町村長が出すことができると定めている避難勧告・避難指示の発令する時期と範囲は的確になされているのか。

2点目に、現在、うきは市内で指定されている避難場所と箇所数は適正と考えているのか。ま

た、避難支援等関係者の名簿開示は、自主防災組織に提供できているのか。

3点目に、地域に勧告や指示を伝える手段は、防災行政無線、緊急速報メールや広報車などで確実に情報が伝わるのか。

4点目に、平成27年4月発行の「うきは市総合防災マップ」で想定されている災害の起きる可能性の高い箇所と事前の減災対策は、計画的に見直されているのかを市長にお聞きいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま豪雨災害の現状について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず、1点目が避難勧告及び避難指示の発令時期とその範囲についての御質問であります。議員御指摘のように、災害対策基本法第60条により、市は避難勧告、避難指示を行うことができるようになっております。

発令する範囲は事前に定めており、土砂災害の危険がある場所に発令する区域は、妹川校区、姫治校区、小塩校区の全域と、福富校区、御幸校区、山春校区の山麓部で1,900世帯、5,686名を対象としています。

次に、筑後川が氾濫する危険がある場合には、江南校区の全域と山春校区、大石校区、御幸校区、千年校区、吉井校区の一部4,298世帯、1万1,868名を対象といたしております。

また、巨瀬川が氾濫する危険がある場合には、御幸校区、吉井校区、福富校区、江南校区、千年校区の一部3,908世帯、1万366名を、隈上川が氾濫する危険がある場合には山春校区、御幸校区、千年校区の一部603世帯、1,778名を対象といたしております。

なお、この数値は本年4月1日の数値でございます。

発令時期の市の基準は、避難勧告の場合には、避難準備情報よりも状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時及び災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時、避難指示の場合は、避難勧告より状況が悪化し、緊急を要すると認められる時及び災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急を要すると認められる時が地域防災計画に定められております。具体的には土砂災害の場合には降雨量と気象台、福岡県からの情報を勘案して、適切に発令することといたしております。

河川の氾濫の場合は、河川の水位と今後の雨量の予測により発令をいたします。また、努めて気象台の市町村の相談専用窓口への相談結果も判断に加味するようにいたしております。

なお、土砂災害警戒情報が発令された場合には、福岡県の指示により、土砂災害警戒区域には避難勧告を発令するようにいたしております。また、記録的短時間大雨情報や大雨に関する特別警報が発表された場合には、避難勧告、避難指示を発令いたします。災害発生の危険がある場合、逃げおくれゼロを目指し、適時、的確に情報を発信していきたいと、このように思っているところ

るであります。

2点目が指定避難場所と箇所数は適正かと避難支援等関係者の名簿開示についての御質問であります。指定避難所は浮羽町で19施設、吉井町で16施設を指定いたしております。一時的に収容できる人員は浮羽町で8,400名、吉井町で8,600名となっております。指定避難所につきましては、公的施設を中心に避難所として機能を備えた施設を指定していますので、場所や箇所数についても必ずしも十分とは認識しておりません。今後、避難所として適切な施設があれば、公的施設はもちろん、民間施設につきましても協定等を締結するなどして指定していきたいと考えております。

また、自主避難所としましては、最寄りの区公民館等も考えられますので、その活用について自治協議会や各区と協議してまいりたいと思います。

災害時要援護者名簿につきましては、情報提供に同意をいただきました649名分につきましては、各区長に関係者分を配付しております。

なお、御同意がいただけなかった方は12名であります。

3点目に、地域に避難勧告や避難指示を伝える手段についての御質問であります。情報の伝達では、できるだけ多くの情報伝達手段を持つことは大切なことと認識をしております。その中で主なものは、議員が例示されております防災行政無線、緊急速報メール、広報車等ですが、そのほかにも福岡県の防災メール・まもるくん、市のホームページへの掲載、マスコミ等への情報提供を行っているところであります。

しかし、聴覚や視覚に障害がある方にはこれらの伝達手段で情報が伝わらない可能性があると思われるので、現在取り組みを進めている災害時要援護者支援制度の中で充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

最後、4点目がうきは市総合防災マップで想定されている災害の起きる可能性の高い箇所と事前の減災対策の計画的な見直しについての御質問であります。土砂災害警戒区域は福岡県より調査結果に基づき指定がなされているところであります。

危険箇所につきましては計画的に整備がなされておりますが、危険箇所が多数のため、進まない状況にあることは間違いありません。また、この危険箇所が近々に見直される予定はありません。ただし、砂防ダム等ができて、河川の状況が変わった場合につきましては、特別警戒区域が警戒区域に指定がえがなされることはあり得ると思います。

浸水想定区域につきましては、平成28年度に見直しが行われ、国土交通省がハザードマップの見直しを行い、河川堤防が決壊した場合のシミュレーションによって、建物に重大な損壊が生じる地区が新たに指定されております。また、浸水深につきましても見直しが行われていますことから、うきは市総合防災マップの改定を検討しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） データ、数字、いろいろ聞きましたけど、全て掌握できていませんから、また重複するかもしれませんが、1、2点目の件ですけれども、避難勧告、避難指示は大雨警報とか大雨特別警報とか、先ほど申し上げられておった記録的短時間大雨情報など、気象状況等々を勘案されて発令されるということはわかります。しかしながら、勧告、指示は早目、早目が原則でしょう。しかしながら、責任問題で早く出せばいいというものでもない。しかし、先ほど江藤議員のときも申し上げていたけど、空振りはいいいけど、見逃し三振はだめだということもわかります。特に、避難指示は命令ですから、避難場所が確保されてやってもらいたいと思いますけど、そのあたりはどうですかね、今回。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、今、必ずしも指定避難所について充足しているかという、やっぱりそうではないと、しっかり広げなくてはいけないというふうに思っております。

そういう中で、2点だけちょっとお話を申し上げたいんですが、今、1万7,000人の方が収容できるような数字になっております。それを4月1日の3万450名の市民の総数で割りますと55.8%になります。一方、山麓地帯を中心とする土砂災害警戒区域でこの分母、分子を見てみますと、5,686名の方が対象なんですが、そのうち指定避難所の収容人員は4,500人でありますので、率にしますと79.1%、8割に近い数字であります。全体的には55.8%ということでまだまだ低いんですけれども、平地にお住まいの方は浸水被害が大きな想定になります。そうすると、水平避難だけではなくて、要するに垂直避難、2階に逃げるという手段等々ありますので、この避難のいろんな形態を加味しながら、現実的にどこまで指定避難所をふやすのか、検討しなくてはいけないと、こういうふうに思っております。

それから、江藤議員のときにも申し上げましたが、やはり初動対応におきましては、市民の皆さんの御協力というか、自助、共助が大きなキーワードになります。そういうことで、自主防災組織の設置のお願いを今進めさせていただいているわけですが、やはり自主避難所の設置等についても、しっかり地元の方とお話をして進めなくてはいけないと、このように思っております。

それから、後ほどまた議員から御指摘があるかもしれませんが、特に福富地区というか、耳納北麓地区におきましては、本当に新聞では被災された皆さんが人生の中で初めて経験するような大雨だというような発言がありますけれども、それは人の一生から見るとそうかもしれませんけれども、これが200年、300年、400年のスパンでいけば、やはり過去に同じようなことがあり得たというような話もあろうかと思えます。また後ほど出るかもしれませんが、例えば、300年前の1720年の享保5年には、今の朝倉市内の被災された場所と全く同じようなとこ

ろでそういう災害が起きていて、そのときは線状降水帯の幅が大きかったのか、福富地区も含まれていて、古文書で「壊山物語」等々もうきはにはございます。そういう歴史をしっかりと我々も学んで、まさに歴史を学び逃げおくれゼロ、こういう視点で避難所のあり方等々についても考えていきたいなと思っています。

歴史に学ぶということは、やはり地元の特に長老の方のいろんな過去の経験を聞いて、場合によっては臨機応変に対応しなくちゃいけない。指定避難所まで間隔があると、このときにはとっさの判断として、やはり地元の皆さんの知恵で土砂が崩れないような裏山に逃げるとか、いろんな判断が、多分、しっかりいろいろ歴史に学べば、いろんなことが見えてくるのではないかと、こう思っていますので、そういうことを踏まえた指定避難所のあり方についてしっかり検討していきたいと、このように思っています。

○議長（榎川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今回、災害について2項目に分けたんですね、現状と対策。今の質問は、現状はどうなっているかを質問しているんですね。それで、2項目めで今後どうするかを聞こうと思っていますから、今と今後しますよと一緒にしたら2項目めの質問をできなくなりますし、重複しますから、その辺を分別して、今とこれからをきちっと分けて回答願いたいと思います。

じゃ、今をいきます。

今回、土砂災害警戒区域に指定された福富地区ですね、もう答えが出ていた感じもしますけど、避難指示が出されました。福富コミュニティーセンターに避難場所が指定されました。対象になった福富地区の人口は4,069人でした。うち65歳以上が1,175人、75歳以上の後期高齢者が568人いました。もし全員指示に従ってコミュニティーセンターに行ったら、あふれます。これをどう考えているんですかね。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 指定避難所と、それから当該地区の市民の人数でございます。

まず、指定避難所といたしまして、市内11カ所を避難所として開設をいたします。福富校区であれば、御指摘の福富コミュニティーセンターを指定させていただいているところでございます。

今回、7月の豪雨災害におきましては、勧告、それから、特に福富校区を含めまして避難指示というところまで出したわけございまして、避難状況を見て、先ほどの答弁の中にありました

ように、市内にはコミュニティーセンター以外にも指定避難所を定めておりますから、最寄りの、例えば、耳納クリーンステーションなり、そして浮羽究真館高校と順次開設していくことによって、一定の方々についてはそちらのほうで収容できるというふうを考えておりますし、それでも収容できない部分もございます。そういった部分につきましては、最寄りの集落公民館とか、それから垂直避難ということで御自宅、そういったところでの避難になってくるんだらうと思えます。もちろん数的に十分というふうには考えておりませんので、これについては、また後の部分の質問にならうかと思えますが、検討していきたいと思っています。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 一応対応策は練っていたと。時間経過によってということと回答いただきましたが、今度は避難指示をした範囲ですね。先ほど市長もおっしゃっていましたけど、福富地区は平野部と山間部、山麓のところがあるんですね。それで、平野部が東福益とか北福益、西福益、蓮町、それから竹重地区が平野部なんですね。これは水害があるかもしれません。土砂災害には余り関係ないかもしれません。

そこで、その人口が、先ほど福富が4,069人やったんですけど、この4地区で1,643人いるんです。40%なんですね。ここは若い世代がおって、高齢化率が21.3%なんです。平野部はですよ。だから、そういうところを勘案して、地域ごと、もしくは地形ですね、それから自然環境とか、危険箇所が異なりますから、その辺は避難指示の範囲をもっと絞り込んで、福富地区の山間部だけですよとか、そういうふうな指示をしてもらえば、みんな納得したわけですよ。だから、福富といたらみんな入るから、東福益とか北福益、それから竹重の区長さんやから問い合わせがあって、我々が何で災害が起こるところの避難所に逃げないかのかと、そういう指示を何で出すのかといういろんな質問があったから、こういう質問をしているんですね。

だから、場所、それから適用する範囲ですね、避難指示の範囲をもう少し絞り込んで、そして、ある程度様子を見て、もう少し広げていく分は構わんと思うんですよ。その辺のところが出せばいいということにみんなを感じるから、その辺がどうだったんだらうかということを知っているわけですね。

先ほどは範囲を言いましたが、今度は避難場所の件ですね。指示された福富校区ですね、さっきの平野部の5つの行政区がありますけど、それ以外は東西に4キロぐらいあるんですね、冠から屋部まで。流川は別にして。そういうことで、4キロにします。その地形が耳納山から傾斜地になっていますけれども、ここに土砂災害警戒区域が11カ所あるんです。谷が11個あるということです。その11個を渡って避難所まで行く人はいませんよ。だから、そういう指示を出したことで自分がおかしいんじゃないかと。土砂災害警戒区域を横切っていないかのような指示が何で出るんだらうかと、現状を把握していないんじゃないかということがあったんですね。

結果的には自己判断で避難したんですよ。自己判断でした人は最終的には2名だけです。ところが、その2名が行ったときは僕も行ったんですけど、発令が出て、すぐ避難所の状況を見に行きました。福富コミュニティセンターは4月に竣工したばかりですよ。床上浸水をしていたんです。みんな土のうを積んで水を掃いていた、そこにみんな避難しなくちゃいけないような場所だったんですね。だから、現状が余りにも隔たりがあるんですね。そういうことから、適正な避難場所の検討を必ずやっていただきたいということを提案しているんです。その辺はどうかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 適切な避難場所の選定ということでございまして、ごもつともな御意見でございます。福富地区の場合、どうしても何本かの河川が山のほうから来ておりますから、災害時、特に大雨時につきましては、横移動をしますと、そういった危険箇所を幾つか通っていかなければならないということで、その点については、やはり御指摘のとおりだと思っています。

したがって、先ほど触れましたけれども、いわゆる平たん部への移動といえますか、耳納クリーンセンターなり、それから、ほかにも幾つか、数的に限られておりますが、指定場所について十分検討し、見直しをかけていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 場所とかそういうところは適正に時間差でやっていただきたいと思います。今後の課題だと思いますけど。

それから次に、2点目の避難支援等関係者の名簿開示の件なんですけれども、先ほどの話では、要支援者649名のことは民生委員等々、消防、それから自治会には開示しているということなんですけれども、現在、私が聞いている限りでは、個人情報保護法ということで、区長には世帯主もわかっていないし、その上の構成もわかっていません。だから、新しく家族で来ているけど、誰々の世帯が来ているのは区長に行くんですね。何名家族なのか、そこに高齢者がいるのか、どういうふうな家族構成でそこに住んでいるのかというのは誰もわからないんですね。そして、民生委員もそこを開示しません。

ということで、早期対応ができないでおるんですね。初動が大事ですけども、どこに誰がいるかわからないというような状況ですから、何かよい改善措置を、個人情報等々があつて規制されるかもしれませんが、その辺を勘案しながら何か手を打ってもらいたいと思うんですけど、

これはいかがですか。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの御指摘は以前からたびたび御指摘をいただいていたところですが、先ほど答弁させていただきましたように、災害時要援護者名簿につきましては、情報提供に同意をいただきました649名分については、既に各区長さんたちへ関係者分を配付しております。

その中に、本当に残念なんですけど、12名の方に御同意がいただけなかったところでもあります。こういう方については、引き続き事の重大性等々をお話ししながら、できるだけ同意をいただけるように対処していきたいと、このように思っています。

○議長（榊川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 次に、3点目ですけれども、勧告、指示の情報伝達の件ですが、防災行政無線等々でやっているかと思えますけど、先日もあったんですけど、落雷によって防災行政無線が機能を発揮しなかったと。また、バッテリーの蓄電がそこまでなかったとか、いろいろあるんですね。それとか、豪雨による雨音で音が聞きづらいと。テレビ見たいけど、電源がないから見れないとか、情報伝達がないと。消防車で回るのが一番かなと思うけど、やっぱりその辺の現状をびしっと把握されているのかどうか、その辺もお聞きしたいんですけど。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 災害時における情報の収集、あるいは市民の皆さんへの伝達というのは、本当に極めて重要なものがあると思います。5年前もかなりいろんな情報が寄せられて錯綜した経験を持っているんですけど、やはり寄せられる情報の正しい情報、あるいは誤っている情報も中にはありますが、正しい情報をどう集約して、いち早く市民の皆さんに情報を伝達するかというのは本当に重要なことであります。そして、その中で、伝達手段というのも大変重要なものがあります。

そういう中で、具体的には市民協働推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（榊川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 災害時における情報伝達でございます。

うきは市の場合は防災行政無線を中心として、そのほかエリアメールとか、県の防災メール・まもるくんとか、答弁したとおりの幾つかの手段で災害時の情報について市民の方へお伝えするようにしております。

いろんな災害の例を見ますと、やはりそれが聞こえなかったとか、先ほど議員御指摘のように、いろいろな電源の問題とか、そういった事故もあっているようでございますが、今考えられる情報伝達の手段についてはとり得ているというふうに考えております。

ただ、どうしてもそういった部分で漏れる部分もございますから、これについても答弁の中でありましたように、やはり地域の方がそういった自主防災組織をつくる中で、声をかけて、そして避難を呼びかけていく、そういった体制をつくっていくことがまた有効な一つの手段だというふうに考えております。

○議長（榑川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 次に、4点目の件ですけれども、防災マップの計画的な見直しの件なんですけれども、ここにあるのは27年4月の防災マップですけど、これを見直しするには大概の人力が必要かなと思いますけど、現状のスタッフで見直しできますか。市長にお聞きします。市長にお答え願います。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど御答弁させていただいていますように、土砂災害警戒区域に関するマップ対応については、今のところ県のほうに見直しの考えがないということではありますが、一方、浸水想定区域については国土交通省が今見直しをやっておりますので、それを受けて、うきは市のマップも改定する必要があるということで、今、検討させていただいております。

消防防災係には経験豊富な嘱託職員にも入っていただいて、それこそ5年前の経験をもとに、かなり組織を拡充しながら、この防災対応組織を整備しておりますので、現状の体制でしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（榑川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 現状の体制でできるということですから、安心しました。

次に、2項目めに移ります。

これはこれからですね。豪雨災害の対策について、これからの質問をします。

昨年4月に熊本地震が発生し、ことし7月に北部九州豪雨ですね。これは農業関連の被災状況の中で、農地、農道、農水路、ため池の被害が多めで、農業を断念せざるを得ない人も大勢いると聞いております。

全国20万カ所ぐらいありますが、うきは市では141カ所のうち、使用されているため池が65カ所とは先日聞いておりますが、築造から相当年数がたっております。老朽化も進んでおります。

そこで、1点目に、昨年6月議会での一般質問でもお聞きしましたが、各地域の水利組合等の管理かと思われるうきは市の耳納北麓地域に点在するため池ですね、堤とも言いますが、この防災対策の把握と減災対策としての整備をその後どう進めているのか。

2点目に、耳納山麓の土砂災害、山汐が過去に起き、土石流のみならず、人工林の流木が被害を拡大している現状から、自然の力を生かした広葉林が育つ「植えない森」の実施の推進はでき

ないのか。

3点目に、耳納山麓にある土砂災害警戒区域ごとの地質調査、それから分析の検証と河川に簡易水位計の設置予定はあるのか。

4点目に、福富地区自治協議会では自主的に7月31日ですね、これは今回の7月5日の豪雨がある前に計画して予定を入れておいた案件で、たまたまその後になったものですから非常に皆さん関心があって、この講義を受けたわけですけど、「土石流災害から身を守るため」の学習会がありました。これはここに書いています九州大学の大学院工学研究院環境社会部門の先生ですけど、西山先生と広城准教授を招いて開催されました。活発な意見交換がありまして、地域防災力の維持は風化との闘いと自助、共助であるとの再認識を参加者はしたと思われま。

このような学習会をうきは市全域に、その地域の特性を考慮して、ぜひ展開したらどうかと思いますけど、以上、4点を市長にお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま豪雨災害の対策について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が耳納北麓地域に点在するため池の防災対策の把握と減災対策の整備推進についての御質問であります。御指摘のように、うきは市内のため池は総数で141カ所、そのうち機能しているため池が65カ所あります。耳納北麓地域については18カ所、そのうち機能しているため池は15カ所あります。

それぞれのため池はため池の受益者で組織する水利組合等で管理されているところであります。近年、農業従事者の減少等により、ため池受益者も減少し、また、施設管理者の高齢化も進行して、維持管理に苦勞されているところであります。常日ごろからの定期的な巡回、点検、草刈り等の管理、出穂期における貯水水位の低下管理など、ため池の状況を常に把握しておくことが大変重要なことだと考えております。

また、現地における防災指導や災害時に備えた体制整備、地元との連携手法の確立に、防災、災害復旧に関し技術力を有する農地防災・災害アドバイザーの活用も検討していきたいと、このように考えております。

ため池改修につきましては、平成28年6月議会の答弁でも述べておりますとおり、工事費が高額であり、受益者が少ない中での負担金も伴いますので、なかなか進まない状況であります。耳納北麓地域において、施設の老朽化、堤体からの漏水で2カ所の改修要望が出されておりますが、負担金の件で話が進んでおりません。1件につきましては、近いうちに説明会を開催する予定であります。

また、ため池にかわるかんがい用水確保につきましても、福岡県のアドバイスを受けながら検

討していきたいと考えております。

2点目が自然の力を生かした広葉林が育つ「植えない森」の推進はできないかという御質問ですが、御指摘は、このたびの九州北部豪雨災害について、大量の流木発生が被害を拡大したことを受けての耳納山麓地区における森林整備の対応についてのことだと思えます。

福岡県は今回の九州北部豪雨災害に関し、東大教授や林野庁と共同で山林災害対策チームを設置し、現地調査を踏まえ、次のとおりコメントが発表されております。まず、杉、ヒノキ、広葉樹などの被害面積の割合は、私有林面積の樹種別割合と同程度で、樹種別に大きな差は見られない。次に、森林は表層崩壊を防止するが、山地災害防止機能には限界がある。次に、今回の災害は短時間に豪雨が集中したことにより、森林の限界を超え、多数の表層崩壊が発生し、大量の土砂と流木が溪流に流出した。次に、天然林、人工林の区別なく表層崩壊は発生し、樹齢が20年から30年を超えると、その発生が少なくなっている。次に、表層崩壊は流木を発生させるが、切り倒された間伐材のみが降雨により流出することはない。最後に、流木災害の対策として、森林の適切な整備や流木、土砂を食いとめる治山ダムを整備する。このようなことから、広葉樹が流木災害に必ずしも強いものとは言いがたいのではないかと、このように考えております。

植えない森についての御提案をいただきました。森林を適切に整備していくことは大変重要なことだと認識をいたしております。造林につきましては、保安林制度や市町村森林整備計画におきまして、皆伐後の植えつけは杉、ヒノキだけではなく、クヌギ、松、ケヤキ、その他の広葉樹でも原則可能となっており、それぞれの樹種について、標準的な植栽本数が施業要件で示されております。また、天然更新に関しましては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から主に天然力の活用により的確な更新が図られる場合に限となっております。

いずれにしましても、山地災害の防止、減災していくためには、森林施業要件を踏まえ、適切な管理のもと森林整備を推進していくことが必要であると考えております。

3点目が耳納山麓にある土砂災害警戒区域ごとの地質調査、分析の検証と河川に簡易水位計の設置予定はあるのかの御質問であります。議員御指摘の土砂災害警戒区域ごとの地質調査関係の資料はうきは市にはございませんで、福岡県砂防課の資料によりますと、田主丸の益生田地区から牛鳴峠までの山麓部は黒雲母花崗岩であり、御承知のように、花崗岩が風化すると真砂土になります。浮羽町の山間部は輝石安山岩及び火砕岩となっております。ちなみに、今回被害の大きかった杷木地区の林田、星丸、松末、赤谷は角閃石黒雲母花崗岩となっております。福岡県によりますと、土砂災害警戒区域ごとに地質調査、分析を検証する予定はないと聞いております。

なお、水位計につきましては、現在、筑後川には浮羽町の荒瀬に、隈上川には長野水神社付近に、巨瀬川には高橋にそれぞれ設置されております。

市単独の水位計の設置については、今のところ考えておりません。

なお、雨量計につきましては、市内で妹川に2カ所、新川のつづら、田籠、そして小塩の東川、山春の袋野と、計6カ所に設置されており、また、耳納山麓の雨量は八女市上陽町の鷹取山雨量計で確認ができます。

最後、4点目の地域の特性を考慮した防災学習会の展開についての御質問であります。福富地区自治協議会で開催された九州大学の先生による学習会は大変有意義なものであったと聞いております。九州大学が行った過去の災害アンケートの調査結果等を生かして、今後、災害は歴史に学び逃げおくれゼロをテーマに、防災講習会を各行政区等で開催していくことが重要であると思っております。

地域の特性を考慮した講習会の開催につきましても、御指摘のとおりと思っておりますので、今後、各自治協議会や区長をお願いして、多くの講習会を開催していきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 時間の関係で、ちょっと質問を割愛しますが、いずれにしても、堤防はアリの一穴から壊れるとよく言われておりますから、ため池を含め、それから、もろもろのことも、ため池の受益者の負担が多くなるということで、なかなか合意形成が難しいかなという気は十分しますから、いずれにしても、危険箇所の調査とか、そういうふうなことを今後対策を練っていただきたいと思います。

それから、土の問題ですけど、今、市長がおっしゃったように、風化した花崗岩が真砂土ということになっていて、今言われたように、黒っぽい玄武岩とか、白っぽい安山岩とかいうことで形成されているということぐらいしかわかっていませんけど、これも機会があれば土質を調べて、より予測できるようなデータが出るんじゃないかなという気がしましたからお聞きしました。

それと、水位計ですけど、水位計は今6カ所ありますけど、その支流に今ないから、簡易水位計というのが格安であるみたいなんです。データもしょっちゅうネットで見れるくらいの感じのやつがあるということですから、一度調べられて、今の河川の支流にも水位計があれば増水したときに把握できるんじゃないかなと。よりきめ細かい避難の情報を得るんじゃないかなという気がしましたから、これも提案しておきます。

それから、例の九大の先生たちの勉強会なんですけど、非常によくて、いろんなことがありました。古文書とか古碑とか石碑とかいうのがうきは市のあちこちに点在しているんですけど、それを学びながら、昔のころの、ここはそういう危険地域であるよというのを住民が忘れられている、風化しているような状況がありますから、そういうことを展開して、常にそういう情報を住民として、自分の体は自分で守るという意識をですね、自助というのが一番大事だと思うんですよ。行政頼りだから、避難指示があるから行きますよ、避難指示がなきゃできませんよということじゃ、もうだめなんです。だから、やっぱりこの自主というあれを風化しないように、ぜ

ひ住民みんながリスクを知って、周知して、その地域に合ったことをやっていくというのが一番いいんじゃないかなということで、過去のいろんな災害の歴史がずっとありますけど、そういうのを勉強会の中で折を見て、年に1回とかじゃなくて、常にやっていったらいいんじゃないでしょうかね。

それから、地震のときは揺れがおさまるまでは安全なところだと、それから、火事の場合は初期消火、避難、そして119番へと、風水害のときは自主的な判断で早目に避難を始めるという行動が必要だと思うんですね。だから、日ごろから、先ほども申し上げましたけど、自主防災、自分は自分で守るということには正確な情報の収集が一番じゃないかと。周りの人の声かけですかね、そういうことも大事ですから、そういうことでやっぱり共助、ともに助け合うということを今後とも積極的にやって、訓練を展開しながら、勉強会をぜひやっていってほしいと思います。

先ほどの質問で今のスタッフで充足しているということだったんですけど、今いろいろ申し上げたところを調査したりやるのに、経験豊富な専門職スタッフをぜひ増強しないと、今のままでちょっと厳しいんじゃないかなという気がします。相当仕事量もあると思いますから、先ほど徴収の澤田先生の話も出ておりましたが、やっぱり経験者を1人なり増強して、早急にこういう対策をしないと、検討しますだけではいけんから、きちっとした対策を練ってやっていくには専門職の補充が必要じゃないかなと思いますけど、これはやっぱり今のままで大丈夫ですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたように、5年前の経験を踏まえて、今日、かなり拡充してきていますので、この体制でやらしていただきたいということでありますけれども、まさに5年前の経験、それから、今回7月5日の記録的豪雨災害のいろんな教訓を受けて、改めて新たな視点で防災対策のあり方を市内でしっかり議論させていただいておりますので、議員の御指摘についても踏まえて、しっかりまたいろいろ総合的に判断していきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 豪雨災害についての質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、3項目めの教職員の長時間労働についてです。

今、厚労省なんかでは働き方改革基本法とか労働政策総合推進法とかの制定に向けて基本方針に取り組んでいるような状況です。その中で、長時間労働が深刻な先生の働き方改革についても議論がなされていますが、なかなか時間外手当が支給されない特殊な給与体系、給与制度ですか、全員一律に給与の4%しか出ないとか、いろいろありますが、そういう勤務時間の線引きがおろ

そかになっているんじゃないかなと聞いておりますから、ぜひ市民、保護者、先生を取り巻く環境、立場を再確認してもらうために、国、県の規程絡みがありますから、ここで教育長がこうしますということの回答はできないと思いますけれども、あえて次の3点の要旨をお聞きしたいと思います。

1点目に、「脱ゆとり」に伴う学習要領の改訂で授業時間がふえ、部活動指導や事務作業の負担が重くなっている中、教職員の出退勤時間等の把握はどうやっているのか。

2点目に、教職員の勤務時間の弾力化と1年間の変形労働時間の導入についてどう考えているのか。

3点目に、部活動について、外部指導者の活用を導入する促進はないのか。

以上、3点を教育長にお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教職員の長時間労働についてのお尋ねでございます。

1点目の教職員の出退勤時間の把握についての御質問でございますが、教職員の長時間労働につきましては、新聞報道等により、教員の働き方改革を議論している中央教育審議会の特別部会が具体策を盛り込んだ緊急提言をまとめ、文部科学省は対策を打ち出す方針であると認識をいたしております。

御指摘の教職員の出退勤時間につきましては、うきは市の小・中学校では管理職の現認による把握となっております。

今後、文部科学省等の示す対策等の動向を見ながら対応を検討してまいります。

2点目の教職員の勤務時間の弾力化と1年間の変形労働時間の導入についての御質問でございますが、現在、市内全ての小・中学校におきましては、超過勤務の縮減に向けて、各学校における超過勤務の原因となる問題点について分析し、取り組み事項を明確にしながら対応を進めるとともに、市全体では定時退校日や部活動休養日を設定するとともに、ICTを活用した校務支援システムの充実や授業準備時間の削減等の取り組みを始めております。

勤務時間の弾力化と1年間の変形労働時間についてであります。現在、市内の小・中学校では土曜授業に伴う振りかえを夏季休業中等に実施いたしております。変形労働時間制については、時期や季節によって仕事量の差が著しい場合、働く人の労働時間を弾力的に設定できる制度であると認識いたしておりますが、小・中学校では児童・生徒の学習活動や週時程表等とのかかわりもあり、スムーズな運用が難しい面もあるのではないかと考えております。

今後、御指摘の点も含め、教職員の長時間労働に対する文部科学省や福岡県教育委員会の対策等の動向を注視してまいりたいと考えております。

3点目の部活動の外部指導者の活用促進についての御質問ですが、部活動については、中学校

における教員の勤務負担増の大きな要因の一つと認識いたしております。本年度の部活動外部指導者は、浮羽中学校8名、吉井中学校8名となっております。

今後、中学校の部活動につきましては、生徒数の減少による部活動数の削減や複数顧問制、外部指導者の充実等について中学校と協議しながら検討を進め、教員の負担軽減も含め、円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 1点目の件ですけれども、2014年7月でしたかね、大分県で女性教師が亡くなったと。倒れて死亡されたということを知っておりますが、ことし6月に民間でいう労災に当たる公務災害に認定されたんですね。この方が非常に責任感が強い方であって、授業の時間外勤務が100時間は優に超えていたと。過労死ラインが月に80時間とよく言われていますけれども、それをはるかにオーバーしていた過労死だったということを知っていますから、管理の先生たちが把握してあるかと思っておりますけれども、勤務実態を再度把握されて、タイムカードとかICT利用とかいうところは厳しいかもしれませんが、今後ともそれを進めて、先生の過労にならないように、ぜひ把握してほしいと思います。

それと、その先生のカウンセラーという方は置いてあるんですかね。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先生のいわゆる心の問題かと思えます。

本年度より、うきは市におきましてはストレスチェックを行いまして、その先生方の心の状況によりまして適切な相談等に応じてまいる体制を整えておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 2点目の勤務時間の弾力化なんですけれども、この件は大分の国東小学校で時間割を、朝の活動とか昼の休み時間、それから給食、掃除を小刻みに10分ずつぐらい短縮しています。それで下校時間を20分早くして、生徒さんを20分早く帰らせているというようなことで、先生たちが放課後は自分の仕事に取りかかれるようにしていると。それから、毎週水曜日にノー掃除デーと、掃除しないで早く下校するというような配慮もしてあるということですから、ぜひその辺も取り組んで、やっていただければなと思います。

それから、3点目の部活動ですけど、今、指導員を配置されているということですけど、これもそのままやっていただいて、顧問やら、対外試合にそういう支援員の方が引率できたりすれば、大分先生の仕事が緩和されるのかなと。岡山県でも教員の事務作業の一部を代行する教師業務アシスタントを導入しているみたいですね。これはOBとかOGとか主婦などを配置して、教材のコピーとか展示物とか行事の準備などを担っているというようなことです。

だから、実態を把握しながら工夫して、有効に使える時間を生み出して、先生たちの本当の学

習指導の時間をふやすというところに取り組んでいただきたいと思います、その辺はいかがですかね。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員の御指摘につきましては、私も新聞報道で承知いたしております。例えば、うきは市におきまして、本年度、千年小学校が午前中5時間授業を行っております。その結果、やはり放課後のゆとりというのができております。ただその際、今、議員が申されたように、例えば、中間の休みを短くしたりとか、そういったことがありますので、いずれにしましても、この教職員の働き方につきましては、保護者の皆様、地域の皆様の御理解等も得ながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 特に先生たちが放課後等々を含めて保護者対応が非常に多いみたいな感じがしますから、ここで言うわけいかんけど、保護者の方も考えていただいて、あんまり相談とかは先生の負担にならないように、自分で家庭の中で解決するのも大事なかなということも考えます。

ということで、教職員の勤務時間、長時間労働についてはお計らいしていただいていると察しますから、ぜひそれをして、過労死のないように今後進めていってもらいたいと思います。

以上、時間ですから、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、14番、藤田光彦議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで今村副市長が別な公務により退席をいたします。

[今村副市長 退席]

○議長（櫛川 正男君） 次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1番、岩淵和明です。改めて、一般質問の許可をいただきましたので、始めたいと思います。

今回、滞納問題、国民健康保険、それから、就学援助のその後について、3点御質問させていただきます。

まず1点目、うきは市の滞納処分強化についてでございます。

うきは市の滞納処分の差し押さえの現状と市民の理解促進の施策について、3点伺いたいと思っております。

平成29年6月に、「STOP滞納！！市税の滞納処分を強化しています」と題してホームページに、それから、7月15日には広報にも掲載されており、納税強化月間以外でこの時期に広報した目的について伺います。

2点目は、うきは市の国保滞納件数に占める滞納処分差し押さえの割合が福岡県内でも高い水準にある。その実態や原因について伺いたいと思っております。

3点目は、生活再建型滞納整理の取り組み状況について、今までのマネジメント件数と成果及び課題について、その所見を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、滞納処分強化について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、納税強化月間以外での時期に広報した目的についてであります。福岡県では12月を県下一斉徴収強化月間と位置づけ、県下一斉にさまざまな取り組みを実施しております。うきは市におきましても、広報による納税推進や滞納者に対する催告の強化などに取り組んでいるところであります。

また、市議会からの御指摘も重く受けとめ、滞納縮減に向けて、12月の強化月間に限らず、通年的に徴収業務に取り組んでいくという市の姿勢を示すことが重要と考え、6月の当初課税の時期を踏まえ、6月にホームページ、7月に広報掲載を行ったところであります。

今後とも、市民の皆様の御理解がいただけますよう、広報等の充実に努めてまいります。

2点目が、国保滞納件数に占める滞納処分差し押さえの割合が県内でも高い水準にあるが、その実態や原因についての御質問であります。

国税だけの割合ではありませんが、市税も含めまして、平成28年度滞納者数に対する差し押さえの割合は、約19%であります。この割合が県内でも高い水準にあるとの御指摘ですが、高い低いは別として、私たちが一番大切にしなければならないのは、税負担の公平性であります。国税徴収法第47条、地方税法第331条等により、徴収職員は督促状を発して10日を経過したら、財産を押さえなければならない規定になっております。差し押さえできるという規定ではなく、しなければならないという規定であります。これは、安定した行政サービスを提供するために租税の果たす役割は重要であり、税の安定的確保のため、法律で徴収職員に義務づけられているものと理解をいたしております。

約95%という大多数の市民の方が納期限内に納付していただいている反面、一部の方が滞納され、中には督促にも催告にも応じない方もおられます。徴収対策室の職員も、他人の財産を差し押さえするというのは、たとえ差し押さえ行為が法的に与えられた権限とはいえ、やはり相当に心を痛めながらやむを得ず行っているということは御理解をいただきたいと思っております。

当然、病気や失業等により納税が困難な方や、やむを得ない理由がある方につきましては、納税相談の中で十分な聞き取りを行った上で、分納誓約により納税を行っていただくこともあり得ますし、担税能力がない場合は、執行停止を行っているところでございます。

国保税の滞納につきまして、徴収が難しくなりつつあるというのは実感をしております。厳しい生活状況の方がふえる中で、徴収業務は今後ますます困難になると思われます。今後も滞納者と接触を図り、生活状況を聞き取りながら、どのような方法が一番よいのか個別に判断し、滞納縮減、そして、公正公平な税負担の実現に努めてまいりたいと考えております。

3点目が、生活再建型滞納整理の取り組み状況について、今までのマネジメント件数と成果、課題についての御質問であります。平成28年度の窓口による納税相談が1,672件、電話による納税相談が833件、自宅訪問が150件、勤務先訪問が33件となっております。この中で、窓口による納税相談や自宅訪問の場合は、滞納者の話をじっくり聞くことが可能なため、収入や支出、借入金の状況などを把握した上で、税を納められるようになるにはどうしたらよいのか、一緒に考え、アドバイスをしております。

窓口、自宅訪問による納税相談は、そのほとんどが生活再建型と捉えております。現年度収納率が増加をしている要因の1つとしまして、この間の地道な生活改善の助言等により、健全な納税者がふえてきたのではないかと考えております。生活再建型でなければ、差し押さえにより一旦滞納がなくなったとしても、また新たな滞納が生じることになります。生活改善ができていれば、おのずと滞納も減ってくるものと考えているところであります。

課題としましては、納税相談までたどり着けない方々、たび重なる催告にも応じていただけない方への対応であろうかと考えております。今後もその課題解決に向け、接触できるよう努力していくとともに、納税相談を行う際には、滞納者の生活状況を把握し、適切な助言ができるよう、職員の能力向上にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、再質問ということになりますけれども、滞納については、過去にも平成27年2月の広報で、徴収対策室を設置して、その成果について広報されております。そのときの滞納額、全体のところは置いておいて国保税だけ、そのときには2億2,400万円ということで、全体の滞納額の4割を超える金額になっております。そういう意味では、納税の公平性を保つため、国税徴収法に基づいて及び地方税法に基づいて滞納処分を強化していく、そういう取り組みをしていくことについては、適切な行動であるというふうに理解しております。

適正な税制度を維持するためには、しっかりした納税を果たしていく、納税者との公平性を保つということは必要と考えております。納期が過ぎても納付がない場合に、自治体には、先ほど市長がおっしゃったように、法的に滞納処分をしなければならないという規定もされております。ただし、差し押さえには厳密なルールがあります。差し押さえ禁止財産、国税徴収法に明記されており、生活必需品や事業に不可欠なもの、それから、児童手当等、例外なく禁止されておま

す。差し押さえ禁止または制限事項については、この間どのように運用されているのか、改めて伺いたいと思います。

それと、差し押さへの制限がされているものについての給与、年金等について、最低生活費相当額は差し押さえができないとされておりますが、どのように確認して運用されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私自身、差し押さえ禁止制限事項はしっかり承知しておりまして、しっかり守られていると思います。詳細については徴収対策室長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 御質問の件ですが、まず、差し押さえ禁止財産についてですけれども、生活必需品とか事業に不可欠なもの、それから、生活保護、児童手当、児童扶養手当等について厳密に運用しているかということですが、生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用品、畳、建具、こういうものについては、国税徴収法第75条により差し押さえが禁止をされておるところでありまして、また、事業不可欠なものについても、同条第75条によって差し押さえが禁止をされておりますので、差し押さえはできません。したがって、差し押さえはしておりません。

また、そのほか国税徴収法以外の法令により差し押さへの禁止を規定されているものとしまして、先ほど議員から言われたように、生活保護法、児童手当法、児童扶養手当法などにより差し押さえが禁止されている財産、これについても差し押さえはできないことになっておりまして、これも法令に従って業務を遂行しているところであります。

それから、給与、年金等についての差し押さへの関係なんですが、給与年金については、国税徴収法第76条に規定がありまして、差し押さえ禁止部分といたしまして、給与から差し引かれる所得税、それから、都道府県民税、市町村民税並びに社会保険料に相当する金額は差し押さえが禁止をされております。また、最低生活維持費として、本人10万円プラス4万5,000円掛ける滞納者と生計を一にする親族の数については差し押さえができない。もう一つは、社会的体面維持費というのがありまして、給与支給額から所得税、住民税、社会保険料、それから、先ほど言いました最低生活費、それを差し引きまして、これの2割分については、社会的体面維持費として差し押さえが禁止されているところあります。

給与、年金を差し押さえる場合には、この計算により差し押さえ可能額を計算した上で、差し押さえできる金額について差し押さえを行っているという状況です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、差し押さえ禁止されているもの及び制限されてい

るものについては、それを確認して法的に従って業務を行っているという御答弁でございますね。

ちなみに、そういう意味では、トラブルになるケースが多々報道されたりしております。現在、うきは市では、そういう訴えや裁判等の事例はありませんか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 徴収対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） その件については、訴えとか裁判とかは今のところあっておりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、起きていないということで確認しておきます。

法的に適正に対応しているということで、そういう意味では、財産調査する中で、給与、年金の口座に現金が入ると、口座が凍結されて支払いのために入れた現金まで押さえられるという事例が実はありました。うきは市内から転出されておりますけれども、37歳の男性です。現在は5人家族で、運転手をしている方でありまして、ことし3月、追突事故に遭って、現在休職中という方でございます。この方は、うきは市に住んでいるときに滞納になって、分納誓約を行いながらも、事情があつて、数回その後も納付できていない状況の中、車のローンの返済のお金を入れたんですけれども、口座凍結された。その影響でカードが使えないということになって、生活に影響が出たということでありまして。抗議のため電話をしたそうですけれども、銀行口座は財産だから差し押さえたということではと。

先ほど、制限のある差し押さえに給与、年金の最低生活相当額の話伺いました。会社の給与額も差し押さえできますけれども、口座に入れるお金が入金後すぐに差し押さえられた。しかも凍結されたというものであつて、カードも使えず、借入れができず生活に困ったということがあります。

そこで伺いますけれども、預金口座は債権なので差し押さえができるとされています。差し押さえ禁止制限をする財産も預金口座に入れば差し押さえができることになり、国税徴収法第75条から第78条に明記した趣旨、意味が失われるのではないのでしょうかということ。法律はこのような差し押さえを許してはいないと思うんですけれども、その辺は、個別事例ということではなくて一般論ということで、そういったことが行われる可能性があるわけです。

多分御承知だと思いますけれども、平成25年11月に鳥取県の児童手当の差し押さえの件で裁判が行われて、それを鳥取県は、要するに口座に入ったお金は公債権だということで差し押さえられたけれども、結果として主張は通らなかったということです。ですから、そのお金の性格そのものが大事だと。

先ほど伺ったところに、制限されているものについてどのように確認されているのかということについて、計算して確認してやっているというふうにお答えいただきましたけれども、その該当する口座になぜお金が入ったのかというところをどうやって確認していくのかな。実際にそれで生活に困ってしまうことが起こるわけですね。

この件について、どういうふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 徴収対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 預金については、差し押さえ禁止財産ではないと考えております。ただ、議員が今言われたように、鳥取県で行われた裁判は、あれは児童手当が入った預金を差し押さえたことの是非を問われた裁判だったと考えております。あの場合は、完全に児童手当が入って、それをそのまま押さえた。生活費とかほかのものがまじっていなかったということで、預金に入っておったとしても児童手当としての性質は変わっていないんだということで、裁判結果が出たというふうと考えております。

こちらの話に戻りますが、預金は差し押さえ禁止財産ではないというのは、まず押さえておきたいと思います。

それから、どうやって確認をしているかということについてなんですが、それは銀行のほうから取引履歴をとりますので、そのあたりで確認をしていくという形になります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、何の目的で、変な言い方ですけど、多分凍結するまでには動いていて、ぱっと入ったということで、事前に調査をやっていますから、押さえるということになるかと思うんです。ただ、先ほど言ったように、抗議の電話をしたときに、その事情をきちんと話を聞いてくれたかどうかということが、そこにはあるんですね。

滞納処分の停止を定めた事例として、ちょっと話を先に進めますけれども、滞納処分の執行をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときはということで、実を言うと、滞納処分の停止というものもあるわけですね。国税徴収法の第153条第1項ということで、あります。そういう意味では、過酷執行にならないようにされています。法律はそういうふうになっています。法的な根拠をもとにした過酷徴収とならない、なるおそれについては、その前後の状況の把握に努めて、機械的あるいは事務的な執行に陥らない内部指導が徹底されるように望みたいというふうに思っています。

次、2点目の話で、相談件数もいろいろありました。そういう意味では、個々の事例、滞納になぜなったかというのは一人一人違うんですね。そういう細かさが実を言うと大事だということ。

さっき言ったように、そういう意味でも、機械的あるいは事務的な措置にならないよう十分配慮するというのが国税徴収法上の指摘されていることではないかなというふうに、この間ずっと通達も出ております。そういうことを改めて考えて、事の執行に当たってほしいというふうに思いますが、この辺についてはいかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 徴収対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 滞納される方は、やはり最初から滞納されるわけではなく、何らかの理由があって滞納になっていきます。なぜ滞納になったかを聞いて調べていくというのが一番大事だと思っております。

3つ目の御質問にありますように、生活再建型、その方がなぜ滞納になったのか、借金をなぜしなければいけなくなったのかとか、収入がなぜなくなったのか、そのあたりを小まめに聞きながら納税相談をやっているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味では、そういった事例もありますので、何度も言いますがけれども、個々の事情について、正直言って本当に大変だと思います。大変だと思いますけれども、そうならないように、それぞれの担当のところで、やはりきちんと法の理解を改めて徹底してほしいというふうに思います。

うきは市の国保税について、滞納額、28年度の決算も報告はありますけれども、27年度でも2億1,700万円ほどあります。全体のこれも45%、48%ぐらい近い数字です。1つの会計としては一番大きい話だというふうに思っております。

先ほど2番目にも話したように、処分の比率の問題で、数字の高い低いの問題ではないというふうにいただきました。確かにそのとおりであります。ただ、滞納処分の件数を見ていると、実は、1件当たりの金額が非常に低いんです。1件当たり幾らですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 徴収対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 28年度実績で申し上げますと、差し押さえ金額が2,646万6,160円、差し押さえ件数が256件でございますので、単純に割り算しますと、10万3,383円となります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、50万円とか100万円とかということではなく

て、そういう金額だということで、非常に身近な話。1件当たりの金額が低い、少額でも滞納処分になっているということだというふうに、私はこの数字から見てとれるんですね。

そういう意味では、さっき何度も言いましたけど、非常に機械的ということの言葉が適切かどうかというのはありますけれども、隣の久留米市あたりは全く違う状況になっています。そういう意味では、久留米市とうきは市の税の構成が違うことも含めて、それはそれで十分理解できます。先ほども言いましたように、公平性という観点、そういう点からも大切なことだというふうに理解しております。

そこで、改めて機械的にならないためにどうするかということでもあります。先ほど税の相談ということでもありました。1, 672件、1日当たりの件数でいうと六、七件になるのかな、結構高い数字だと思います。訪問件数も3日に1件ぐらいの感じです、この数字を見ているとですね。そういう意味では、今の徴収対策室の人数も含めて十分なのかどうかというのを、市長に聞きます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員から御指摘をいただいています過酷徴収であったり機械的な徴収を、人間味のある徴収という御指摘かと思いますが、そういうところは、しっかり法律を勉強しながら、まさに我々が目指す公平公正な税負担の実現に向けてしっかり対応していきたいと、このように思います。そのための体制のあり方について、今で十分かというお話であります。本当に先ほどから答弁させていただいている中で、限られた職員の中で懸命に努力していただいているところであります。今、成果があらわれてきていますので、当分この体制でしっかり見守っていききたいなと思います。

しかし、本当に職務が過酷でありますので、我々もしっかりそこについてはフォローしていかなくてはならないと、このように承知しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで、1つ参考事例でございますけれども、うきは市は「STOP 滞納！！市税の滞納処分を強化しています」、ストレートな言い方ですね。非常にストレートな言い方です。筑後地域のホームページを見ると、ほとんどそういうふうになっています。だから、それが異常だということを言っているわけじゃないですよ。

ただ、やり方として、極めて丁寧で冷静な説明が実を言うところには必要だと。税の納付への意識づけが高まるような組み立てを、人をたくさん入れてやるというよりも、税の負担について市民の理解を促す。納税を怠ると、こういう手続があってこういうふうになりますよというのが習志野市のホームページに掲載されております。そういう意味では、滞納者について行政が、先ほど、ある人が電話したら、滞納しているからこっちの権利ですというようなことで悪者扱いされ

たみたいなのを言われているわけです。確かに正義が行政側にあつて、滞納者は悪者扱いのようで、そこは先ほど言ったように、うきは市が取り組んでいる生活再建型滞納整理、これはホームページにも広報にも掲載されているわけですので、そこに至らないために一つ一つ丁寧に、習志野市では、法令も例示して、滞納処分をやむを得ず行う場合があります。滞納処分の意味を説明して、手順が説明され、納期限を過ぎると滞納になって、法的根拠まで明示されています。それから、滞納すると、その滞納に対する延滞金の率も全て載っています。

それが別に市民に理解して滞納がぐっと減るかというのと、そういう意味ではないと思いますけれども、ただ、先ほど言いましたように、行政の姿勢として、やっぱりきちんとしたほうがいいだろうと。「STOP滞納!!」当然滞納ですけども、滞納処分を強化していますって、意味がよくわからない。滞納処分を強化していますって、だからどうしろっていうんですか。

だから、納税の意味について、わからない人はわからないんですよ。というふうには思うんですね。そこはやっぱり理解を促すような対応策を改めて検討していただきたいというふうに思います。どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 習志野市の広報のあり方については、私も見させていただきました。やはり、この税負担というか、日本国憲法で義務づけられている国民の三大原則の一つが納税義務であります。そういう趣旨をしっかりと市民の皆さんに理解をいただけるような、いろんな工夫をした広報に心がけていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 滞納処分の問題については終わらせていただきます。

次に、国民健康保険の県単位化についてお尋ねいたします。

平成30年4月から県単位化について、7月広報に掲載されております。現在の進行状況について、3点お尋ねします。

非常に日程は厳しいが、市の国保運営協議会審議を、いつごろどのように何回ほど計画しているのかお尋ねします。

2点目は、制度変更で一般会計からの繰り入れについて、引き続き予算化をするかどうかを伺いたいと思います。

3番目、現在の保険税4方式を3方式に変えるのか、その辺の検討のレベルについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま国民健康保険の県単位化について、大きく3点の御質問をいた

できました。

1点目が、市の国保運営協議会審議の開催についての御質問であります。国民健康保険の県単位化につきましては、平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度からは、福岡県が県内60市町村の国民健康保険の運営を市町村とともに担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図るために行うものでございます。

一方、市町村は、現行の被保険者の資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課徴収等を引き続き担うこととなりますが、福岡県が各市町村の医療給付費や年齢構成、所得水準等を平準化した標準保険料を算出し、10月末までには仮係数での納付金額を提示する予定であります。金額提示を受けまして、国保運営協議会へ納付金に見合う保険税率の審議をお願いすることとなりますので、第2回国保運営協議会を11月に開催して、税率に関する諮問を行う予定としております。

なお、標準保険料の算定結果によっては、12月にも同協議会を開催することとなりますので、新年度予算審議とあわせて、今年度は4回から5回の開催を予定しているところであります。

2点目が、制度変更後の一般会計からの繰入金についての御質問であります。一般会計からの繰入金には、法定内繰入金と法定外繰入金がございます。法定内繰入金では、保険税軽減相当分として、国、県からの保険基盤安定負担金があります。また、低所得者や高齢者の人数に見合った調整相当分となる財政安定化支援事業費や事務費に対する経費分に地方交付税措置が設けられております。しかし、法定外繰入金は赤字補填を目的とした繰入金でございますので、交付税措置等はございません。

制度改正後の予算化につきましては、法定内繰入金はこれまでどおり予算化していくこととなりますが、法定外繰入金につきましては、新制度に移行後、公費投入を行う激減緩和措置期間の6年間で法定外繰り入れの解消を目指すことになっております。しかしながら、県が市町村ごとの納付金の算定を行い、市は国保税を財源として納付をすることとなりますので、所得や医療費の増減、また、被保険者の減少などにより、納付金が毎年変動することとなります。このような大きな制度改正の移行期となりますので、一般会計からの法定外繰入金につきましては、財政運営を見ながら、保険税率の見直しとあわせ計画的な解消に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目が、現在の保険税賦課方式の見直しについての御質問であります。福岡県が県内市町村へ示す標準保険税率は、医療分、介護分、後期支援分の全てが所得割、均等割、平等割の3方式による算定となっております。しかし、現在のうきは市は、御案内のように、医療費分は資産割を加えた4方式、介護分は所得割と均等割の2方式、後期支援分が3方式で、それぞれ異なっ

ております。標準保険料率のとおりに税率を変更する方法も考えられますが、医療分を4方式から3方式に変えるとするならば、介護分も2方式から3方式への変更が必要となりますので、ともに税率の増減が生じます。

御指摘の賦課方式の見直しにつきましては、近隣市町村の動向や標準保険料の算定結果を踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうしますと、運営協議会については11月から改めて行くと。前回の8月29日に開かれた第1回のところで、初めて運営協議会の議事次第に県単位化の議題がのせられております。そういう意味では、おくれている国の、あるいは県の審議そのものがどう運営委員の方に情報が提供されているかというところが、まだ十分には理解できていないところがあります。ただ、うきは市の運営協議会規則の第3条には、審議事項として5つの項目がされているのは御承知だと思います。大変身近な国保、4,500世帯、8,000人を超える方が加入されております。そういう意味では、審議計画を聞かないといけない、大きな改革になるということでもあります。そういう意味では、従来は基本的に予算とか決算とかだけ審議をされているということになると思いますけれども、この後、非常に形骸化されるという危惧をしたというのも私が今回質問した中身であります。改めて、うきは市の課題について、どのような審議課題があるのか。

先ほど市長のお話しによると、今回の県単位化の移行に向けての審議という中身であります。しかし、先ほど5つの審議の項目の中に、保健計画についても実を言うと4項目めにあります。その他重要事項というのは5項目めにあります。そういう意味で、例えば、先ほど国保税の料金の改定が、法定外繰り入れを6年間で解消していかなければならないという課題もあると。それから、方式についてもいろいろ考えなければいけない。そういう意味でいうと、1回、あるいは2回やるだけで、それが制度として安定化をされるのかどうか、維持できるのかどうか。先ほど言いました重要事項であって、市民の生活に非常に重要な課題であります。そういう意味では、今、保健課がことし3年目を迎えますけれども、データヘルス計画、うきは市のなぜ、どこに問題があるのかということの審議だとか、そういう意味での給付の水準の是正というんですかね、そういうものの施策の検討も一つの重要事項ではないでしょうか。

この間、年2回、予算と決算だけしかやってこなかったというのがあるんです。そこをやっばりきちんとかじを切りかえて、県単位化を契機に中身の審議をきちんとしてほしいという要望であります。それがまず第1点。

それから、もう1点は、審議の経過をきちんとホームページに載せてほしいと。県も載っていますし、久留米市も載っています。きちんと議事次第及び審議の内容、それから、議事録を

きちんと掲載するよう求めますが、以上2点。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の県単位化につきましては、かねてから申し上げていますように、大きな制度改正でありまして、大きく受けとめております。今、福岡県のほうにも国保共同運営準備協議会というのが設置されていまして、自治体代表として私も参画をさせていただいております。

今、御指摘の審議会への審議事項、あるいはその審議内容の公表のあり方については、市民生活課長のほうから答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御質問いただきました審議会での審議内容でございますが、平成28年度第1回、第2回、それから、本年度29年度8月に開催いたしました第1回の審議会の中で御説明をしてきております。ただ、説明の内容が、国の制度の変更のお話は説明させていただきましたが、具体的にうきは市にとって税率の算定基礎がどうなるかということは、まだ県のほうが算定数値を出しておりませんので、その審議につきましては、11月の審議会でご決させていただくというような説明の経過をしております。

それと、審議会でのそのほかの案件ということで、過去の経過で、平成25年にうきは市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱についての御審議をさせていただいた経過がございます。それから、特定保険の審査等の実施計画についても御説明をした経過がございますが、経過報告について具体的な内容を説明している経過はございませんので、これについては、御指摘のとおり十分協議をしてまいりたいと思っております。

その他の事項につきましては、毎年輕減判定所得の改正、それから、限度額の改正等がございます。これについては、その他の重要案件事項として御説明をしているところでございます。

それから、第2点目の審議会のホームページの掲載、御指摘のとおり、審議会での審議内容については、ホームページに掲載等はしておりません。これにつきましては、内容の取り扱いについて十分内部で検討して、御指摘のように、審議内容の公開方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて国保運営協議会ですけれども、三者で構成されています。被保険者代表、それから、保健医療関係、それから、公益ということです。

先ほども言いましたように、審議に当たってどういう情報を提供していくか、議論の中心をどういうポイントに持っていくのかというのは、議長が最終的には判断していくことになるかと思

いますけれども、なかなか国保の財政というのは難しいと。だから、逆に言えば、被保険者から代表されている方が十分に事前に学習できるようなことも含めて配慮いただきながら進めていただければ、これは要望でございますけれども、お願いをしたいなというふうに思っております。

2点目の県単位化についてはそれで終わります。

次に、3点目、就学援助認定基準についてお尋ねをしたいと思えます。

子どもの貧困対策を財政面から支援することが重要で、認定基準の底上げについての近隣の自治体が導入している生活保護基準に加算する制度の導入を求めていますけれども、それについての所見を伺いたいと思えます。

それから、同様に生活困窮されている児童・生徒への学童保育に入所する児童に対する福岡県の減免措置の導入を求めていますけれども、その現在の状況も含めて所見を伺いたいというふうに思っています。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま就学援助認定基準について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、就学援助基準の認定を生活保護基準額に加算する制度の導入についての御質問であります。この質問につきましては、3月の定例議会でもいただいております。学校教育法第19条において、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。うきは市では、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、うきは市就学援助要綱を定めて、その要綱に基づき支給を行っております。

近隣の久留米市、小郡市は、生活保護基準の1.3倍の所得基準で算定をしております。うきは市において生活保護基準の1.3倍でシミュレーションをしますと、今年度の小学校受給対象者161人が307人に、中学校では89人の受給者が145人にふえ、予算額は平成29年度当初予算が2,567万3,000円ありますが、その1.9倍の4,923万5,000円になります。また、所得判定計算事務等が複雑となるため、円滑に事務処理を行うためには、就学援助支援電算システム等の導入が必要となります。これらのこともあり、生活保護基準額に加算する制度の導入につきましては、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

2点目は学童保育に入所する児童に対する福岡県の減免措置の導入についての御質問であります。福岡県の放課後児童クラブ利用料減免事業補助金は、市町村で定める規則等によって、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を対象に、保育料を減免した場合、1人当たり5,000円を上限として最大2分の1を補助金として市町村へ交付する制度であります。

この補助金を利用するに当たり、保育料減免に関して市の規則等で定める必要がありますし、

個人情報の取り扱いの関係もございますので、近隣市町村の状況を確認し、また、県と協議しながら、うきは市に適した方法を検討しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 電算システム、必要だということでございます。それはそれとしてあると思うんですけども、就学援助のホームページのことでお尋ねしますけれども、今年度29年度、就学援助の金額と内容が変更になりましたですよ。ことしから実施ではなかったですかね。されているんですかね。ちょっと確認します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） この件については、確認してからまた報告させていただきます。済みません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 要は、3会費の中身、それから、校外活動費の宿泊を伴うやつだったかな、があったと思います。それと、金額的には、国会で決められた中身だと思いますけれども、新入学準備金の金額が変更されているはずなんです。ホームページは昨年12月更新でとまったままでございます。確認してください。

緊張感のない仕事はやめてください。人の命がかかわる問題も含めてありますので、きちんと対処していただきたいと思います。確認をお願いします。

それから、本題に入ります。

先ほどありましたように、今、1.3倍という仮説で、想定する金額が4,900万円、今年度予算との比較で差額が2,300万円ほどあるんですかね。これを設定していない市町村は、今、福岡県、何カ所ですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市単位で申しますと、2カ所だと承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味では、生活困窮世帯に適切に対処するというのが、そういう意味では市長の姿勢だと私は思います。優先順位は当然あるかと思いますが、実施しない理由を改めて伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子ども貧困対策につきましては、平成25年に子ども貧困対策推進法ができ、そして、平成27年12月21日に、内閣府において子ども貧困対策会議の中で、その

プロジェクトが発表されました、これを受けて、私どもは子ども貧困対策にはいろんな対応をさせていただいているところでもあります。例えば、その中の一つとして、うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画もさせていただいて、2年目のことし、その具現化を図ろうとしております。

それから、私自身も、全国的な首長で組織されております子どもの未来を応援する首長連合にも参画をさせていただいております。そして、たびたび議員から御指摘がありますように、例えば、子ども医療費の減免制度であったり、保育料の減免制度、あるいは任意接種に対する公費助成とか、つまり、子ども貧困対策については、就学援助事業だけではなくて、あらゆる手段が求められる中で、しっかりやらさせていただいているところでもあります。

殊この就学援助事業につきましては、もともと、やはりこれは国家がやるべきものではないかというのが私の強い考えでございまして、九州市長会を通じて、今、国のほうにこの就学援助制度について十分な財源措置を講じるよう、しっかり声を上げているところでもあります。まさにこれはナショナルミニマムといいますか、やっぱり国家がしっかりサポートする案件だと、こういうふうに承知をしております。しかし、現時点としては、近隣市町村が国家が動かないということもあって、いろんな対応をさせていただいているんですが、そこはしっかり掌握をしておりますので、先ほど申し上げましたように、引き続き慎重にまた検討させていただきたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 市では2カ所ということでもあります。そういう意味では、さっきも言いましたように、市長の姿勢の問題だと。優先順位、ほかにもいろいろやることはあるかもしれないけれども、下支えをするということであろうと、その引き上げをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、学童保育の免除制度についてですけれども、これも同じように、福岡県で市は3カ所か4カ所ぐらいあるのかな、と思いますけれども、そういう点からも、これも、まず法律をつくらないと申請ができないということは何度も再三申し上げていると思います。そういったところも含めて、子ども貧困対策については駆け足でやらないといけない話がいっぱいあると思います。だから、法が整備されているものについて、きちんとやっていく。特にこの間、交付金がきちんとされているものを優先的にやってきた話なんですけど、ここを、さっきの就学援助の基準とか学童保育も、交付金それなりにあるわけです。なぜそれをやらないのか。いま一度答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御存じのように、福岡県放課後児童クラブ利用減免事業補助金交付要綱

がことしの4月1日に施行されて、その後、いろいろ制度設計に向けて県とは連絡をとって対応させていただいて、さきの答弁をさせていただいているとおりであります。したがって、これについてはしっかり、こういう事業があるわけですから、それを取り入れてやらせていただきたいなと思っています。

問題は個人情報とリンクしますので、なかなか個人情報に配慮したやり方の出し入れ制度がどうやったらいいのか、そういうことをしっかり今、詰めの段階で制度設計をしていると、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 最後に一つだけしておきます。

学童保育のやつは、市が主体的にかかわっていないからそういうことになるんだと思う。学校教育は就学援助を受けているわけじゃないですか。申請して認可しているわけなんですよ。そういったデータを活用する、横軸を入れてきちんとシステムを見ていくという形も、やっぱり大事なのではないかなというふうに思います。

今後の早急な施策を要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、1番、岩淵和明議員の一般質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。3時40分より再開します。

午後3時30分休憩

午後3時41分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 6番、上野恭子です。議長より許可をいただきましたので、ただいまから質問に入ります。

今回4つの質問をいたします。1つ、災害時の広域的対策と被災地復興支援コンサートについて、2つ、小学校の空調設備設置について、3つ、「町かど博物館」について、4つ、市職員の接客接遇向上についての4つです。提案事項が多いかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず1つ目、災害時の広域的対策と被災地復興支援コンサートについてでございます。

1960年（昭和35年）6月に伊勢湾台風等がありまして、災害のことについての制定が閣議で決まったと聞いております。9月1日、防災の日でございました。災害についてはこれまで

の常識が通用しないのが現状となつてまいりました。見直しが必要なのではないかと思っております。いつかやってくるわからない自然災害への常時の対策として、災害対応ステーション等を常設しておく必要はないのかなと思うわけです。

平成2年の台風からことしの九州北部豪雨まで、世界でも日本でも今までになかったような災害が毎年襲ってくるようになりました。近日、テレビ等でメガクライシス、地球温暖化によるスーパー台風が近いうちに必ずやってくるとも言われております。

朝倉市の災害は、1時間に16ミリが100ミリ以上と変わり大変な災害となったわけですが、ことしは朝倉市、日田市、東峰村で大きな災害と、毎年襲ってくる大きな災害は近隣で助け合いながらの復旧作業、関係者やボランティア様に大変力になっていただき、暑い中、言葉で言えないほどの心からの感謝の気持ちを持っております。現場の声として、一輪車が足りないとか、一輪車のかわりにバケツで対応しましたという声も多く聞いております。十分な作業備品が準備され保管されることは大切と思っておりますが、広域的収納管理体制を設けてはと思っておりますが、どうでしょうか。十分な作業用品を迅速に提供でき、費用の面でも節約できるよう、近隣市町村での広域的な用具備品の収納管理体制を設けてはいかがでしょうか。

また2つ目、旧東高校を県より購入した際に、前市長は生涯学習課といったことに利用する案も出されてきたと記憶をいたします。防災拠点として、道の駅に防災パーゴラ、それから防災避難所、シェルターを設けていただいておりますが、建物なしのテントでございます。東高を災害時ステーションとして活用できないのか。災害ステーションになるような場所としては、やはり高齢化率が高いので、医療インフラが十分でない高齢者は避難できません。逃げ出すまちから逃げ込むまちへという思いですが、いかがでしょうか。

今度の災害に対しては、市長も大きな見直しが必要と言われてありますが、私どものほうにも随分とみなし仮設の御相談をいただきました。また、組内の方もお里が流れたという方が二、三人いらっしゃいます。いろんな相談を受ける中で、災害時、逃げ込むまちとして、町並みとして、ステーションとして一部東高の利活用はできないか。備品収納、また、うきはベース、炊き出し、少しプライベートを意識した避難所など、国へ広域災害活用ステーションとして整備依頼はできないかという質問でございます。

また3つ目、道の駅うきはから朝倉の被災地の山筋がくっきりと見えております。円形劇場は今整備中でございますが、円形劇場の記念すべきスタートも兼ね、被災地復興支援コンサート（オカリナなど）を行ってみてはどうかという提案でございます。

円形劇場は大正14年に野外劇場として、数千人が一堂に会されるようにと嫩葉会が奉仕作業と浄財で建設、完成したものです。11月23日に初めて開演があったみたいです。青年相撲があり、その後イベントがあったものと思われませんが、道の駅より朝倉被災地がよく見え、災害の

すごさを物語っております。被災地への復興の思いとして、オカリナなどのコンサートを行ったらどうかという提案です。みんなで災害教訓や助け合うことを忘れないコンサート、うきは市とすることができることをやっていく気持ちのコンサートでもあると思います。もちろんコンサート入場料、義援金は、支援金として被災地へ活用していったらいかがでしょうか。11月23日、嫩葉会が初めて舞台をやっておりますので、その日に合わせ、青年相撲の取り口を形だけでもし、そして、その後にコンサートをしたらいかがかなと思っておりますが、いかがでしょうか。提案です。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま災害時の広域的対策と被災地復興支援コンサートについて、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、近隣市町村での広域的な用具備品の収納管理体制についての御質問であります。災害発生後は多くのボランティアの方が全国から集まり、被災地支援活動に取り組んでいただいておりますが、その対応として、スコップや土のう袋、デッキブラシ、一輪車等の各種資機材が必要になってまいります。市ではそのような事態に備えて、市内のホームセンター事業者と災害時における物資の供給協定を締結し、迅速に必要な資機材を供給できる体制を整えているところであります。

現在、福岡県におきましては、避難所に供給する食料品や毛布等の応急物資は備蓄されておりますが、被災地支援活動資機材は備蓄しておりませんし、県内では広域市町村での備蓄を行っている例もないようでございます。議員御指摘については、ボランティアによる円滑な被災地支援受け入れ体制の整備として貴重な御意見と思っておりますので、今後、福岡県や福岡県社会福祉協議会とも相談しながら、うきは市で何ができるのか検討してまいりたいと思っております。

2点目が、災害ボランティアセンターや作業用具備品収納、学生宿营地、一時避難所等への旧東高跡地の利活用についての御質問であります。議員御指摘の災害ボランティアセンターについては、市の災害対策本部からうきは市社会福祉協議会へ要請を行い設置することとなります。その際、設置条件としては、電源、水、トイレ等のライフラインが確保できることや、電話、ファクス、コピー等がすぐに使用できることが必要とされることから、旧浮羽東高等学校跡地の使用はできないのではないかと思います。

作業用具備品収納につきましては、旧浮羽東高等学校跡地の建物に収納スペースはありますが、各種の事業者と協定を締結し、迅速に資機材を整える体制を整備しておりますので、新たに作業用具備品を備えておく考えは持っておりません。

一時避難所につきましては、地元より緊急時に当該跡地施設内の西側の多目的施設に避難させ

てもらいたい旨要望が上がっており、切迫した緊急避難の場合には避難してもらってもよいとの回答はいたしておりますが、電気と水がないため、あくまでも緊急避難であって避難所としての機能は有していないことも伝えているところでもあります。

また、炊き出しにつきましても、電気と水がないために使用できないと考えております。

なお、旧浮羽東高等学校跡地につきましては売却を考えており、電気や水の確保等に多額の費用をかけて整備を行う考えは持っておりません。

3点目は、円形劇場での被災地復興支援コンサートについての御質問であります。現在、原形復旧工事中の円形劇場は、日本初の農民劇団である嫩葉会が大正14年に地元山春の人々として作り上げた野外劇場であり、全国的にも極めて珍しい施設と言われております。円形劇場の復元に当たりましては、可能な限りもとの姿に復元することを目指して工事を進めているところであります。

なお、円形劇場のオープン記念行事につきましては現在検討を行っているところであり、御提案の被災地復興支援も踏まえ、地元山春地区自治協議会を初め円形劇場にかかわりのある皆様とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。

1番について、作業用備品の企業等からの寄附等はあると思っております。でも、やっぱりたくさん備品が要りますので、十分な備品があつての作業だと思っておりますし、迅速な提供ということで、今は全て広域ですというのが非常に合理的であり、かつ迅速にできると私は思っておりますし、また、無駄のないやり方と思っております。それで、近隣の市町村と話し合いをされて、ぜひそういう体制をつくっていただきたいと思うわけです。幾ら企業等からの寄附などあったとしても、うきは市で買えたとしても、やはり無駄のないやり方ということが大変重要だと思いますので、近隣で確保していく体制づくりがあるのはとても有効ではなかろうかと思っておりますので、ぜひいま一度検討をお願いしたいと思っております。

また、備品等の検討も年に1回程度、各市町村から寄って確認をするということも、非常に災害に対して意味があるのではなかろうかと思っております。

それと2番の東高ですね、これは電源等を切っているというようなこと、それから、耐震度の問題があるというようなことも私は承知をいたしております。ただ、今度いろんな方から、みなし仮設の相談等も受けました。そして、空き家等も御紹介しましたがけれども、やはり高齢化であるために医療インフラが町並みでないといけないというようなこと、それから、山間部で被災を帯びた方はどうしても山間部に対してのトラウマがございます。そういうことから、なかなか住居が見つからないというようなことも体験し、動いてみましたが、そういうことも思いました

ので、わざわざ国に依頼してでも、そういうものは今後必要ではなかろうかという強い思いから質問をいたしました。広い駐車場もありますし、近い病院インフラもあります。それから、やはり被災者であっても買い物しやすい条件のところ、そして、心の安定につながる町並みがいいということ、それから、町並みにいるということは精神的にも安定するものだと考えます。入院患者さんを持ってあったような病院等の空き家利用というのもありますけれども、このように毎年災害があるということであれば、うきは市だけで使うのじゃなくて広域的利用も考え合わせながら考えていくべきではないかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、道の駅うきはの円形劇場ですね。この間から重機が入って非常に整備され、私も楽しみにしているところですが、できましたら山春村の安元さんたちが一生懸命つくられた円形劇場、建設完成の折に、昔をしのびながら開演しました11月23日にするという思いがございすので、そこら辺も兼ね合わせながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、私は先日、道の駅を北のほうから見ましたところ、円形劇場のスタートに当たりあることに気がつきました。これは自分が気がついたことですから、申し上げるべきことではないかと思ひますけれども、余りにもそっくりなところがありましたので、今後、道の駅と円形劇場が両輪で活性化するように少し申し上げてみたいと思ひます。

道の駅うきはは、重点「道の駅」で表彰された3つの道の駅のうちのひとつです。北のほうから見ますとL字型で、これは防災パーゴラ、シェルターができたことによりL字型になっております。北側より見ると、高くそびえ立つ道の駅は本丸みたいに見えるわけですね。それから、じゃらんで総合ナンバーワンの道の駅になっております。

昔の堀、内堀といいますか、そういうところを掘りましたらヨーロッパ調の円形劇場が出てきたわけです。大坂城は三名城で、3つの大きな城のうちのひとつで、L字型のデザインになっております。また、別名錦城とも言われております。地下に石垣があり、お堀を掘れば西洋の防衛技術が使われているような田の字のお堀が出てきたと聞いております。こういうことを考え合わせますと、大坂城がうきはに建っているなという思ひで私はいつも見ておりますが、このようなことで道の駅と円形劇場が両輪で活性化、集客につなげるべきと思ひておりますので、こういうことでいいスタートを切っていただきたいという思ひで、このオカリナコンサートを依頼するわけですが、いかがでしょうか。2回目終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 幾つかの御質問をいただきましたので、それぞれ所管課長のほうから答弁をさせていただきます。

市民協働推進課長、そして生涯学習課長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議員のほうから、災害時における近隣市町村での広域的な、ボランティアの方々が入られたときの用具等の確保について御指摘を受けております。

市長答弁の中にもありましたように、先日から市内のホームセンター事業者の方と協定を締結いたしまして、災害時にそういった資材関係、用具等をスピーディーに必要な部分、供給をできるような体制を整えているところでございます。1店舗で確保できない部分につきましては数店舗から、さらには供給センターをお持ちの事業者でございますので、そこから直接というような形で用具等は確保できるというふうに期待をしているところでございます。

それと、災害時におけるボランティアの方のそういった資機材につきましては、食料品等とは若干違いまして被災をされてすぐに要るものではなくて、やはりボランティアの方が入ってこられる、支援に来られるまでに時間的に若干余裕があるだろうというふうに考えておりますので、そういった事業者の方からの支援をまず最優先させていきたいと思っております。

ただし、御指摘の御意見につきましては貴重な御意見と思っておりますので、その場所とかいう部分について、それから、単独の市だけではできません。広域ですから、近隣の市町村等と意見交換をしながら考えていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 円形劇場につきましては、議員おっしゃるとおり道の駅と防災公園と円形劇場ということで、恵まれた立地条件を備えているというふうに私も感じております。多くの方が訪れていただいておりますので、多くの皆様に訪れてもらい、嫩葉会の偉業を知る場となるとともに、広く市民の皆様、市外の皆様の憩いの場となるような場所にしていきたいなどというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） できれば一問一答で。上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） さっき課長のほうからいただきました。広域的な部分は1市ではできませんので、ぜひ機会があれば検討をお願いしたいと思っております。やっぱり無駄のない、企業さんからいただいたり市から買ったり等いろいろあると思えますけれども、広域も非常に重要ではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

東高利活用はもう無理だということではありますが、全体的にまた検討がされると思っておりますので、今後大きな災害があるということを考え合わせながら、頭から完全にどかしてしまうのではなく、市長は非常に国の交渉に強い方であられますので、期待をしながらの質問でございました。よかったですら広域的に使うという意味でぜひ、こういうものがあると安心かなと思えました。相談件数も非常に多かったものですから、私は私なりに考えて一部利活用できないものかなという思いが強くていたしたわけです。

円形劇場は、また生涯学習課のほうで考えて運んでいただくということですが、工事の進みぐ

あいはいわかりませんが、大正14年にできました、当初11月23日という日に開演をされておりますので、そこにちなんでするということもありではなかろうかと思っております。できないものは仕方ございませんけれども、できるものは前向きに考えていただくということをよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで、もう一回答弁をお願ひして次に移ります。

○議長（櫛川 正男君） 全体的に。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 広域的な用具備品の収納管理体制は、ちょっといろいろ御意見が錯綜しているんですが、もともと議員の御指摘は、今、朝倉市、東峰村にボランティアセンターが開設されて、それぞれの社協さんが窓口業務に当たっております。そこに行きますと、たくさんのスコップとか一輪車とか土のう袋とか、もろもろの資機材がそこにあります。そこが一旦、ボランティアセンターが閉じられた場合、その資機材がどこにどう活用されるのかうやむやになるから、この際そういうのを集めた施設をうきは市内で誘致したらどうかというふうに捉えておまして、先ほどから答弁させていただいておりますように、貴重な御意見と思っておりますので、今後、私どもだけでできる話ではありません。御案内のように、私が知り得る限りでいくと、お隣の中国地方では、山口県、鳥取県、島根県、お互い県単位でこういう収納管理センターなるものが、ちょっと名称は定かでないんですが、そういうのがあるというふう聞いております。それっていうのは、どっちかという、福岡県であったり、あるいは社協の集合団体であります福岡県社会福祉協議会が第一義的に考えるべきものだと思っておりますので、しっかりこの両団体と相談しながら、うきは市で何ができるか、こういうことを検討してまいりたいと、このように申し上げたところでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） わかりました。ぜひよろしくお願ひをいたします。県単位ですれば、またそれでよしというところですが、本当にあるものを利活用していくということを強く思っただけの質問でございました。

それでは、2番に移ります。小学校の空調設備設置についてです。

近年、事故にもつながりかねない猛暑が続いておりますが、小学校の空調設備設置の検討状況と設置予定時期をお伺ひしたいと思います。ことしも本当に暑い日が続き、30度をはるかに超えております。毎日、熱中症で総合病院に運ばれたとも聞いておりますが、今やクーラーはぜいたく機器ではなくなっているということでもあります。ともすれば、事故にもつながりかねないということで、先ほどの前議員が中学校等の空調のことについて質問していましたが、空調設備の運用指針を策定し、クーラーを運用しているというようなことでございましたが、そういうのをきちっとしておれば、小学校につけても、むやみやたらとつけるのではなくて、本当にいるとき、危ないときにつけていただくということで、その要望ができないかということでございます。

1回目終わります。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小学校の空調設備設置の検討状況と設置予定時期についての御質問でございますが、この件に関しましては6月議会において、温度調査の結果及びうきは市公共施設等管理計画に基づき学校施設の個別施設計画を策定いたしまして、教育環境の整備を進めていきたいと考えていますと答弁をいたしております。今年度も各小学校に教室の温度調査を依頼しておりますので、温度調査の結果も踏まえ、学校施設の個別管理計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 温度調査の依頼をしているということでございますが、その結果次第では前向きに検討していただくというようなことでございましょうか。その答弁をよろしくお願いします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 本年度の温度調査につきましては、6月、7月、9月で依頼をいたしております。その状況等を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 本当にお金が要ることですから、右から左に返答できないことはわかっております。ですけれども、熱中症、私もことし2回ほどなりましたが、本当に暑さが異常で、これは大変だという思いをしましたものですから、ぜひそういう結果を踏まえながら、本当にそういう空調設備の運用指針をつくっていただきながら空調を動かすということを基本として、つけることを前提に考えていただきたいなと思っております。よろしく願いをいたします。それでは、3番に移ります。「町かど博物館」についてです。

うきは市には博物館がいろいろとございます。市長の言われるうきは丸ごと博物館、自然全体を博物館とする博物館、それから町並み環境整備事業に係る浮羽町、吉井町の歴史資料館と博物館などがございます。これはまた合併の予定ですけれども、そういうものがあります。ほかに金子資料館とかありますけれども、私の提案の「町かど博物館」は県や市町村が認定すれば開設できると思いますが、古い町並みを感じさせ、よろず性のある中のある建物を利用した町並み博物館をお願いしたいと思うわけです。

食事ができるところに来客は寄ってきます。ということは、やっぱり町並みの食事ができるところに来るということですが、このお客さんを、パンフレット、それからいろんなものは差し上げますけれども、さらにさらに次につなげるために、この「町かど博物館」を、お食事をしているところ、言えば白壁交流館とか、ああいうところもいいかと思いますが、それに限定せず、さ

らにさらに活性化につなげる「町かど博物館」をつくってほしいという提案でございます。次の出足にさらにつなげる「町かど博物館」です。

お食事をする町並みは多くの人が集まります。うきは市を十分に紹介するチャンスだと思います。お食事をしながら、うきはをよく知っていただくこと。四季折々、博物館を変えながらも、次のイベント、それからうきはの自慢、そういうものを紹介していく。大きく構えた資料館・博物館とは違った、身近な入館スタイルが効果的と思っております。次につなげるうきはの自慢を、目で見て楽しく格好よく紹介していく、空き家とか伝統建造物を利用してでもどうでしょうか。よろず性も自慢であります。生活の一部として気軽さがよいと思いますが、五庄屋さん、それから今度いろいろと資料を検討したという袋野隧道、それから菊竹六鼓さん、六鼓さんの建物の中には何かこっちのほうにいっぱい資料があると聞いておりますが、見たこともございません。それから古墳などなど、うきは市の自慢をすっきりとした形で紹介していき、さらなる観光や移住・定住につなげてみてはどうかという提案でございます。

以上1回目終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま「町かど博物館」について、気軽に入れて食事もできる「町かど博物館」をつくってはとの御提案でございますが、うきは市の歴史文化を市内外の多くの皆様に知っていただくために、市内の公開文化財施設、歴史民俗資料館、道の駅及び観光協会等にパンフレット等を配置しているところであります。また、筑後吉井案内人やうきは市郷土史会史跡案内グループの方々の協力を得て、うきは市の歴史文化の案内にも取り組んでいるところであります。

しかし、文化財施設や歴史民俗資料館等を訪れるリピーターは必ずしも多くないことから、議員提案の市外からの観光客が気楽に訪れ食事のできる施設に、あわせて、うきは市の歴史文化に触れることができるコーナーを設けてはという提案は、うきは市を広くPRできる取り組みの一つになるのではないかと、このように思っております。今後、関連施設と協議を行うなどして、地域観光の振興とまちのにぎわいにつながる取り組みとして検討してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。「町かど博物館」は効果的だと自信を持っております。ぜひ検討のほどをよろしく願いいたします。

それとまた同時に、うきは市は装飾古墳が非常に有名なんですね。本につきましては、珍敷塚古墳なんかはもう1ページにばんと載っております。数年も前から私はレプリカの一つぐらいは欲しいなという思いがありますが、できましたら、これが幾らぐらいするかとんと検討がつかえません。でも、今度は新生涯学習センターもできますし、また、人の出入りの多いうきは合同庁舎、

うきはの自慢ですからレプリカの一つぐらいは欲しいなと思っておりますが、いかがでしょうか。予算も要ると思いますが、どうぞよろしく答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 議員さんがおっしゃるとおり、装飾古墳もうきは市には数多くありまして、国内でも有名なところになっております。そういった意味合いもありまして、西屋形古墳の整備も進めております。そういったのを周知していくために、そういったレプリカ等をいろんなところに設置したらどうかという御意見だと思っておりますが、今後そういったことも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ぜひよろしく願いいたします。本当にうきはの自慢ですので、自慢は皆さんに多く御披露するということが大事じゃなかろうかと思っております。

それでは、4番、市職員の接客接遇向上についてです。

実はこの質問をするに至りましては、私が議員になりまして数年来、ちょっとここに書いておりますから読みます。

行政も今や企業社員と同じように、営業、管理、経営、サービス業等を市内外に発信し、活気、活性化のための結果能力が求められるようになり、公務員だからの時代はなくなったと思っております。あるとき市民の方より私のほうに質問のお尋ねがありました。多分、市役所を訪れた方だろうと思っておりますが、市役所の職員さんは何で偉いんですか、もうお尋ねするのに気を使いますというような意味合いのことでございました。その言葉がずっと頭に残っておりましたので、それは御本人の受け方だろうという思いもありますし、私もその場に居合わせたわけではないので、対応が悪かったとも言えないわけですね。でも、そういう言葉が出たということは何らかあったのかなという思いで、日々多くの市内外の方とかかわるお仕事でございますから、そしてまた、担当課は今はいろんなところで司会進行をやっておられます。そういうことも兼ね合わせて、一度こういう接客接遇に対する講義を受講してみたらどうかということでございます。職員さんの接客接遇向上は、うきは市を今よりさらにランクアップさせるものと考えております。そういうことで、日本航空接客指導員さんからの接客指導ということを提案したわけです。

これは平成18年に3町合併しました福智町、2万3,300人の人口の福智町が、つい最近やられていると思っております。つい最近と言っても1カ月前ではありませんけれども、やられていると聞いております。これは私も30年ほど前に受けましたが、もてなしの考え方、接客接遇の考え方、身だしなみとか笑顔の大切さなどなど、サービス向上のために必要なことを受講できます。

そういうこともあり、一度受けたらそれがずっと引き継がれていきますので、磨きをかけるという意味で、近隣担当課による司会も行われておりますので、そういう面からも対応ということですね。

それから、魅力ある職員さんから活気あるうきは市を目指してはどうか。人材に教育費をかけるのも大事ではなからうかという思いからの質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市職員の接客接遇向上について、接客指導講座等に市職員を受講させたかどうかという御提案であります。現在うきは市としまして、福岡県市町村職員研修所で行われている新規採用職員研修において、対人関係能力の向上と接遇として住民との接遇の基本姿勢や技術習得を行っております。また、相手の理解を促し納得を引き出す説明力や、双方が満足いく結果を導く手法を学ぶ交渉力研修に対し、職員を参加させ住民満足度の向上に努めているところであります。

議員御指摘のとおり、接遇は市民サービスの向上につながるものであり、非常に重要であると考えております。航空会社が行うものに限らず、公的な研修とあわせて民間企業が実施する研修の活用も踏まえまして、接遇を含めた住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。一応県でそういう職員の講習があるということでございますが、また違った面でのこういう民間の講習というのがありますので、そういうものを受けながらにして、こういう市民の声があるというのではなからうかと思っておりますので、今後、一回検討をしてみたいという思いでございます。航空会社でなくても結構ですけども、民間のそういうもの、こういう航空会社のは、もてなしとかいろいろありますが、笑顔の大切さとか、いろんなことを細々にわたっての講義であります。とても勉強になりますので、一度そういう研修とは別にされるというのもありかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） いかがでしょうか。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 実は昨年3月に策定しました、うきは市教育大綱には、議員承知のように将来を担う子供たちの学力向上はもちろんですが、生き抜く力、社会を生き抜ける力をどう養うか、それをテーマに大綱をつくらせていただいて、各種の取り組みをさせていただいております。

私はこの教育大綱にうたわれた社会を生き抜く力、これをいろんな場でこういうふうに申し上げています。この社会を生き抜く力というのは、まずは素敵な笑顔、そして、みずから考え行動する、つまりは交渉力とか表現力とかコミュニケーション能力、そういう力を蓄えないとだめだろうと。そしてあとは、想像する力、そして、お互い人間一人では生きてはいけない、分か

ち合う心、これを子供たちにしっかりお話をしてありますが、よく考えてみれば、これは子供たちだけじゃなくて、我々、私自身も含めて全ての職員に当てはまる言葉ではないかなと、こう思います。まさに第1章は素敵な笑顔、やはり挨拶が全てだと、このように思っております。

そういうことを踏まえての各種研修の考え方については、所管課長であります総務課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいま職員研修の関係で、接遇という部分でございます。上野議員から言われましたのは、以前から市民の方からお話があったというふうなことでございます。実際、今、総務課のほうで対応しております接遇関係の研修につきましては、新規採用職員の研修がメインになっております。それで、毎年参加をしている状況でございますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、公的部分での研修、それから民間の研修等も踏まえまして、今後、全体のスケジュールもございますけれども、対応をさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） これは本当にお金が要らないんですね。自分の母体の中に持ち合わせている接客なんですね。口角を上げてこうすると、それだけでも感じがいいと。ここを下げているよりか感じがいいと。そういうことをちょっとアドバイスすることで、すごい素敵になるわけですね。それで、建物ばかり立派じゃなくて中の職員さんもやっぱり輝いて笑顔がよくなると、これ以上の伸びがないということも思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間は余りましたけれども、これで私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（榎川 正男君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした9月12日は午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時28分散会
